

官報

号外 昭和三十四年十一月二十七日

第三十三回 衆議院會議録 第十二号

昭和三十四年十一月二十七日(金曜日)

議事日程 第十号

昭和三十四年十一月二十七日

午前零時五分開議

第一 法人税法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の

災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案(内閣提出)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 元本院議長小山松壽君逝去につき特別弔詞贈呈の報告 外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案

午前零時五十九分開議

○議長(加藤謙五郎君) これより會議を開きます。

○議長(加藤謙五郎君) 御報告いたすことがあります。

元本院議長小山松壽君は去る十一月二十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。つきましては、議院運営委員会の議を経て特別の弔詞を贈呈することにいたしました。これを朗読いたします。

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されまたかつて長きにわたり本院議長の重職にあたられた正三位勲一等小山松壽君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

〔拍手〕

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

午前零時五十九分開議

○議長(加藤謙五郎君) これより會議を開きます。

○議長(加藤謙五郎君) 御報告いたすことがあります。

元本院議長小山松壽君は去る十一月二十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。つきましては、議院運営委員会の議を経て特別の弔詞を贈呈することにいたしました。これを朗読いたします。

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されまたかつて長きにわたり本院議長の重職にあたられた正三位勲一等小山松壽君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

〔拍手〕

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の

災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 元本院議長小山松壽君逝去につき特別弔詞贈呈の報告 外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案

午前零時五十九分開議

○議長(加藤謙五郎君) 御報告いたすことがあります。

元本院議長小山松壽君は去る十一月二十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。つきましては、議院運営委員会の議を経て特別の弔詞を贈呈することにいたしました。これを朗読いたします。

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されまたかつて長きにわたり本院議長の重職にあたられた正三位勲一等小山松壽君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

〔拍手〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案を議題といたします。

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案

右の議案を提出する。

昭和三十四年十一月二十六日

提出者

淺沼稻次郎 山本 幸一

矢尾喜三郎 多賀谷貞稔

田中織之進

賛成者

阿部 五郎外百三十八名

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議

議

本院は、外務大臣藤山愛一郎君を信任せず。

右決議する。

理由

藤山外務大臣は、疑惑に包まれた南ヴィエトナム賠償を国民の反対を押し切つて自ら調印したばかりでなく、いまだ十分な審議も尽さず、その批准を強行せんとしている。

南ヴィエトナム賠償は、いままでもなく本国会最大の課題であり、政府は、本国会の審議を通じて、その交渉の経過、並びに内容を明らかにして国民の疑惑を解くべきであるの

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 元本院議長小山松壽君逝去につき特別弔詞贈呈の報告 外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案

午前零時五十九分開議

○議長(加藤謙五郎君) 御報告いたすことがあります。

元本院議長小山松壽君は去る十一月二十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。つきましては、議院運営委員会の議を経て特別の弔詞を贈呈することにいたしました。これを朗読いたします。

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されまたかつて長きにわたり本院議長の重職にあたられた正三位勲一等小山松壽君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

〔拍手〕

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の

災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案

に、藤山外相は、わが党の質問に対して、一つとして明確な答弁をなし得ず、また必要な資料の提出もできず、国民の疑惑はますます深まるばかりである。

われわれの追求によつて明らかにしたことは、国民の血税をもつて支払われる賠償の根拠、特に戦争損害は北ヴィエトナムが圧倒的に大きいのに南ヴィエトナムに賠償を支払う根拠並びに賠償算定の基礎が不明確なこと、南ヴィエトナムへの賠償が全ヴィエトナムへの賠償とはなり得ないこと、ジュネーヴ協定並びに最終宣言及びバンドン決議の精神に違反していること、南ヴィエトナム政権のカイライ性、この賠償が南ヴィエトナムの軍事力増強に使用されるおそれが強いこと、この賠償が全ヴィエトナム人の念願である南北の平和的統一を阻害し、わが国とヴィエトナム国との友好関係を破壊するものであること等であり、これらのことは今日、国民世論が一致して共感しているところである。

われわれは、かかる疑惑の多い、不当なヴィエトナム賠償を調印し、かつ充分な審議も尽さず、国民世論を無視して批准強行をあえてしようとする藤山外相をこれ以上信任することはできない。これが、本決議案を提出する理由である。

○議長(加藤 五郎君) 提出者の趣旨を説明を許します。田中綱之進君。

〔田中綱之進君登壇〕

○田中綱之進君 私、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程せられました外務大臣藤山愛一郎君の不信任決議につきまして、提出者を代表いたしまして趣旨説明を行なわんとするものでございます。(拍手)

まず、決議案文を朗読いたします。

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案

本院は、外務大臣藤山愛一郎君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

理由

藤山外務大臣は、疑惑に包まれた南ヴィエトナム賠償を国民の反対を押し切つて自ら調印したばかりでなく、いまだ充分な審議も尽さず、その批准を強行せんとしている。

南ヴィエトナム賠償は、いふまでもなく本国会最大の課題であり、政府は、本国会の審議を通じて、その交渉の経過、並びに内容を明らかにして国民の疑惑を解くべきであるのに、藤山外相は、わが党の質問に対して、一つとして明確な答弁をなし得ず、また必要な資料の提出もできず、国民の疑惑はますます深まるばかりである。

われわれの追求によつて明らかにしたことは、国民の血税をもつて支払われる賠償の根拠、特に戦争損害は北ヴィエトナムが圧倒的に大きいのに南ヴィエトナムに賠償を支払う根拠並びに賠償算定の基礎が不明確なこと、南ヴィエトナムへの賠償が全ヴィエトナムへの賠償とはなり得ないこと、ジュネーヴ協定並びに最終宣言及びバンドン決議の精神に違反していること、南ヴィエトナム政権のカイライ性、この賠償が南ヴィエトナムの軍事力増強に使用されるおそれが強いこと、この賠償が全ヴィエトナム人の念願である南北の平和的統一を阻害し、わが国とヴィエトナム国との友好関係を破壊するものであること等であり、これらのことは今日、国民世論が一致して共感しているところである。

われわれは、かかる疑惑の多い、不当なヴィエトナム賠償を調印し、かつ充分な審議も尽さず、国民世論を無視して批准強行をあえてしようとする藤山外相をこれ以上信任することはできない。これが、本決議案を提出する理由である。

〔拍手〕

さらに、私は、この提案の内容につきまして、若干の説明を加えたいと存するのでございます。

藤山さんが、今から二年半前、第一次岸内閣の外務大臣として登壇せられた

たときには、いわゆる、戦後幾たびか変わった外務大臣のうちで、純粋の民間人から起用された外務大臣として、与野党を問わず、国民各層から大きな期待を持って迎えられたことは、事実であると思います。それにもかかわらず、この藤山外相に対する多くの期待は、ことごとく裏切られてきておると思うのでございます。(拍手)

古いことをあまり申しませんが、まず、昨年の三月調印されました日中第四次貿易協定の実施は、藤山外務大臣が財界出身の人であるだけに、国民各層、ことに貿易関係業者は、これの実施のために積極的に努力せられることに対して大きな期待を持って迎えたのでございます。それにもかかわらず、あたかも、この協定を尊重して実施のために協力するかのとき外務省の声明が発表せられたとたんに、当時の愛知官房長官から、これを否定するところの愛知談話なるものが発表せられたまして、ついに、この与野党一致して北京に代表を送つて調印をいたしました第四次貿易協定が実施に至らず、今日に至るまでの間、日中貿易が途絶状態にございました。そのために、昨日は、この下の社会事業会館におきまして、全国からの数千名の、いわゆる業者大会、岸政府に対する日中貿易再開を要求するところの大会が開かれたことも、藤山外相に対する大きな期待を裏切られたことに対する怒りを表わした

ものであると申し上げて、あえて過言でないと思つてございます。(拍手)

その次は、藤山さんが外務大臣になられたから調印をし、実施過程に入っておりますインドネシア賠償、あるいは、藤山さんがまだ外相に就任する以前に、政府代表として、これまた賠償交渉の妥結に努力をされましたフィリピン賠償の実施等の過程をおきまして、幾多の疑惑を生み出している問題は、これまた、財界出身として、これらの賠償の問題につきましては、日本経済との関係において十分考慮しなければならぬ問題を、時の政府とつながらる特定の業者にやらせて、国民の血税によつてまかなうところの賠償を汚しておるというような幾多の事例を生ぜしめたことも、これまた藤山外務大臣の責任の一つであると考えものであるとでございます。(拍手)

さらに、三回にわたつて原爆の被害を受けました日本国民が最も期待をいたしておりましたところの、いわゆる核兵器の製造、実験の禁止問題については、この全国民の期待を一身に集めて、国連にみずから出席をいたしておるのでございますが、藤山外相の手によつて国連総会に提案せられました核武装禁止に関する日本提案なるものは、日本の国民の願望とははなはだしくかけ離れたところの、きわめてなまぬるいものであるということも、私

は、藤山外務大臣の国民の期待を裏切つておる第三の問題としてあげなければならぬと思ふのでございます。

(拍手)

第四の問題は、これは、引き続き本国会においても、また通常国会においても問題になりますところの、安保改定の問題でございます。この問題は、藤山外務大臣の本演壇からの過般の中間報告を聞いて参りまして、これは改正ではなくて改悪である。現在の日米安全保障条約をはっきりとした双務的な日米軍事同盟に向けて発展させようとするものであり、その改定の内容なるものは、すべてアメリカの極東戦略の拠点に日本を持つていこうとするところのたくらみを包蔵いたしておるといふことでございます。(拍手)

これを最初に取り上げましたところの重光外相は、ある意味から見れば、この安保改定の問題を持ち出したために政治的に失脚したとも言えるのでございます。さらに、重光外相に引き続いて外務大臣に就任せられた現在の岸総理、当時の岸外相も、この問題に取り組みましたけれども、国内の世論の動向の前に、この問題に対しては当初の意気込みが消えてしまったのであります。それにもかかわらず、藤山さんにおいては、あえて火中のクリを拾うような形において、この問題をしゃにむに進めようとしておることは、藤山さんの政治生命の長いことを、私も藤山さんが日本商工会議所の会頭にいられた当時から存じ上げておる立場において、願うものでございますが、この安保問題に対する取り組み方をわれわれが見る場合に、残念ながら、あなたの命取りになるといふことを、この際、あらためて警告するものでございます。(拍手)

さらに、藤山さんは財界関係から出ているという意味におきまして、この安保のPRのために経済再建懇談会から政府・自民党に三億円のPR費が資金カンパされたということが伝えられております。それであります。西銀座のそば屋にまで安保賛成の懸垂幕が最近見受けられるようになりまして、これは、安保改定の方が、経済再建懇談会を中心とする、いわゆる軍需産業家、死の商人といかに深い関係にあるかというところを如実に物語るものでございます。(拍手)

南ベトナムの賠償要求に対しましては、質問に対する政府側の答弁を伺つておきますと、日本側が、まるつきに戦争被害等についての資料を持たずに、南ベトナム側から出して参りましたところの数字に基づいて、きわめて政治的にこれを決定したという疑いが濃厚でございます。国会に提出をいたしました数字につきましては、政府委員の答弁によつて明白な通り、全部南ベトナム側からの、何らの根拠のない数字の焼き直しにすぎないということが、この最大の理由でございます。

次に、賠償支払いとの関係におきまして、賠償問題になるのは、ただいまも触れましたけれども、いわゆる南ベトナムが日本といつ戦争の状態に入つたかという点に關する戦争始期の問題でございます。この点につきましては、昨日の外務委員会におけるわが党の岡田委員からのたび重なる追撃に対して、政府側は、満足なる答弁をいたしておりません。しかも、もし大東亜戦争が開始せられた直後に起こつた平和進駐から始まつておるといたしますならば、それは、あるいは軍の調達の対象として仏印において発行いたしました特別円に対するフランスへの支払いによりまして、すでに一部分の支払いは済んでおるといふことも言えるのでございまして、その点から考えますならば、明らかに二重払いの傾向を持っておるということでござい

す。(拍手)

しかも、重要な問題は、南ベトナムに對しますところの賠償支払いが全ベトナムへの支払いになるかどうかという点については、これまで多大の疑問のあることは、委員会において指摘せられた通りであります。政府側は、この点につきましては、南ベトナム側にはほとんど被害を与えておらない、戦争の被害を受けたのは北ベトナムであるといふことを、委員会においては言明をいたしておられますが、私どもが昨日審議の継続を主張するにあたってこの点を強調いたしますと、本朝に至りまして、政府・自民党から、南ベトナム側に多大の損害を与えておるといふような発表がなされておられるけれども、これは、国会における答弁と全く正反對の、事実をまげて国民に報告しておるものでございます。われわれは、断じてこれに承服するわけには参らないのでございます。(拍手)

現在、実際問題といたしまして、南北ベトナムが分裂状態にある、統一していないという現状におきましては、どうしても、この統一まで、ベトナム賠償をかりに支払うといたしまして、待つというところが当然であるといふことは、単に社会党が主張するだけではなくて、去る十一月二十一日の東京新聞の夕刊には、安保条約あるいはサンフランシスコ条約締結当時の外

務大臣でありましたところの岡崎勝男君が、当座は南だけに支払うこともやむを得ないけれども、額が多過ぎることに心配だし、北ベトナムに対してはこれを保留しなければならぬ、ということを書いておられます。さらに、藤山さんが調印をいたしましたところのベトナム賠償は、これを保留しなければならぬ、ということも、当時の仏印特派大使であった松宮順氏が述べておることをもつていたとしても、私どもの主張が決して藤山外務大臣に反対せんがために述べておることではない、ということが十分理解せられること、と思うのでございます。(拍手)これが、南ベトナム賠償問題につきまして、私も藤山外務大臣を信任するわけには参らないところの第三の問題でございます。

ことに、南北ベトナムの軍事休戦とその平和的統一を規定いたしておき、そのところのジュネーブ協定並びに最終宣言というものがござります。これに日本が直接調印国として参加しておらないことは事実でございますけれども、これが国際条約として現に存する限りにおきましては、この条約の精神を日本もまた尊重しなければならぬことは当然の義務でございます。(拍手)それにもかかわらず、それを守ろうとはせずに、むしろ、南北ベトナムの平和統一の阻害となるような軍事援助を内容とするところの今回の賠償支払い

というものは、明らかにこのジュネーブ協定の精神に違反するものである、ということも、私は指摘しなければならぬと考えるものでございます。特に、委員会において明白にされましたように、東洋精機の機械輸出が銃弾工場となつておるといふ事実、あるいは、今回の直接賠償における三千九百万ドルの賠償のうち二百五十万ドルが工業セクターの名において南ベトナムの兵器廠の建設のために直接振り向けられること、がすでに予定せられておるといふようなことは、岸総理や藤山外務大臣の国会における答弁と全く事実が違つておることを示すものでございまして、これは断じてわれわれの承服することのできない問題でございます。(拍手)ことに、南北ベトナムの統一の問題につきましましては、藤山さんがまだ東京商工会議所の会頭であられた時代に、先年バンドンで開かれましたところのアジア・アフリカ諸国民会議に日本代表として参加せられまして、あなたが署名をされておられるところのバンドン宣言にも違反する問題であるという点は、藤山さんが外務大臣としてその経緯を政治の上に外交の上に実施しようとする段階において、特に考えてもらわなければならぬ問題である、というところを申し上げておきたいと思つてでございます。(拍手)

ことに、昭和二十八年に、いわゆる中間賠償として二百二十五万ドルの沈船引き揚げ協定の仮調印がなされたことは、皆様も御承知の通りであります。ここに私が持つて参りましたのは、「国の予算」といふ、大蔵省から発行いたしましたところの昭和二十九年度の予算に関する説明書でございますが、この四十五ページ、第三章の平和回復善後処理費の中にこういふように書いてあるのがあります。「ヴェトナムとの間では、日本が沈船引き揚げのため八億一千万円を支払うことを内容とする協定が仮調印され、同国の場合は、これで賠償は完結することとなつてゐる」と、大蔵省の発行した文書には書いておるのでございます。(拍手)だから、私どもは、この沈船引き揚げに関する議定書の訳文を資料として提出することを要求して参りましたが、今日に至るまで、ついに外務大臣は国会にこれを提出しなかつたわけでございます。これは、この沈船引き揚げ協定の付属議事録に、これでベトナムに対する賠償はおしまいだという文言が入つておることを国民の前に隠そうとするために、あなたは資料として提出をしないのである、私は、このように断ぜざるを得ないのでございます。(拍手)

さらに、今度の賠償問題の中心になりますところのダム・ダムの建設の問題については、すでに参議院の予算委員会におきまして、また外務委員会においても指摘されましたように、すでに三年前から外務省の調査員の資格を持つところの日本工営の久保田豊氏との間において向こう側の契約が調印をせられておるといふ事実でございます。政府は、この賠償が国会の承認を経た場合に具体的にどういふ内容のものになるかという賠償の実施細目はいくらになるのだと強弁をせられまされるけれども、この賠償額は、実に、こうしたダム・ダム、あるいは先ほど申し上げましたような工業セクター等、すでに日本の民間業者と南ベトナム側との間に打ち合わせをせられたものを賠償に引き直そうといふところ、に、今回の南ベトナム賠償の金額算定のいきさつががわられるのでございます。これは、断じて、われわれ国民の立場において承服することができないのでございます。今朝の日本の一流新聞が、その社説において、この南ベトナム賠償は、国会審議の段階においては納得することができない、これを通常国会に向かつて継続審議とすべきである、ということ、ほとんど日本のマス・コミの取り上げているところでございます。

こういふ点を考えて参りましても、私は、藤山さんが外務大臣として登場せられたときに、国民の各方面から期待せられたその期待に報いる意味において、この賠償の批准を求める、ということ、即時中止しなければならぬ責任があなたにあると思つてござります。(拍手)

す。どうか、その意味において、あなたがこの際外務大臣としてのこうした責任を感じられまして、その地位を去ることによつて、岸内閣のアメリカに従属をしたところの外交政策の転換のいしずえになる意味においても、わが党が提出いたしました不信任案の採決前に外務大臣を辞任せられることを私は勧告するものでございます。(拍手)

以上申し上げました趣旨によりまして、何とぞ、日本の国民を愛する意味におきまして、藤山外務大臣に全国民の名において退陣を求めるこの決議案に對しまして諸君の賛同を得られんことを心からこいねがひまして、提案の趣旨説明にかえるものでござります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これより討論に入ります。順次これを許します。岩本信行君。

〔岩本信行君登壇〕

○岩本信行君 私は、自由民主党を代表いたしました、ただいま提案されました藤山外務大臣不信任案に反対をするものでございます。(拍手)

御承知のごとく、藤山外務大臣は、一昨年七月以来引き続き今日まで、わが日本国の外交の衝にあり、国際社会におけるわが国の地位の向上と、諸外国との友好関係の強化に献身し、よくその任を果たしてこられたのでござります。(拍手)

今次国会におきまして審議してありますベトナム共和国に対するところの賠償協定も、ひとえにこのような努力の現われでございまして、わが国は、同協定を通じ、サンフランシスコ平和条約によりましてわが国に課された義務を誠実に履行し、名実ともに名譽ある独立国といたしまして、国際社会の一員としての実をあげんとするにほかならないのでございます。(拍手)すなわち、サンフランシスコ平和条約によつて国際社会に復帰することができたわが国にとりましては、そこに定められておりますところの賠償の義務を履行するということは、わが国が国際社会に復帰し得るための条件であつたのでございます。ベトナムに対する賠償問題の処理を南北両ベトナムの統一まで待つべしという議論は、条約上の義務であつて、かつ、わが国の国際社会への復帰の条件でありましたところの賠償問題の解決を、不確定の将来に引き延ばすことであつて、国際条約上の義務をすみやかに順守することを念願するわが国の基本政策にも合致いたしません、ひいては、また、わが国の国際信用を失ふことともなるわけでございます。(拍手)

わが国は、ベトナムの不幸な分裂に對しましては深い同情を寄せまして、一日もすみやかな統一の実現を望んでゐることは申すまでもございませうが、わが国といたしましては、ベトナム共和国政府を全ベトナムを代表する正統政府として正式の外交関係を維持しておるのでございまして、また、自由民主主義諸國のほとんどすべてが、この点、わが国と同一の立場をとつてきておるのでございます。しかして、サンフランシスコ条約に調印いたしましたのは、このベトナム共和国政府であるわけでございます。よつて、今回の賠償協定がベトナム全体とわが国とを有効に拘束する協定であることは、おのずから明らかでございます。わが国は、ビルマを初めといたしまして、ベトナムを除くほかの賠償請求國との間の賠償の問題は、御承知の通り、すでに全部解決したのであります。今日のベトナム賠償問題の解決のみを延ばせるということは、国際信義にもとるのみならず、同じくアジアの一員といたしまして、アジア諸國の共鳴と信頼とを得るという観点から考えましても、とうてい許されぬところでございまして。(拍手)藤山外務大臣が、先般この協定に調印いたし、今次国会にそのすみやかな承認を求めましたことは、政府として当然の措置であると認める次第でございます。(拍手)

さらに、わが国外交の重要懸案でありますところの日米安全保障条約の改定問題を考えますのに、現行条約は、今日まで七年有余にわたりまして、よくわが國の安全を保障してきたのであります。同条約は、その締結當時の事情を反映して、現状に即しない点がありますので、これが改正は、わが國の各方面から要請されていたものでございます。また、御承知の通り、本国会内におきましても、与野党を問はず、これが改定の必要につきまして、しばしば多くの人々から意見の開陳が行なわれたことは、反対の諸君でも御承知のところだと存じます。よつて、藤山外務大臣は、昨年九月の故ダレス國務長官との話し合いを基とし、同じく十月以来、在日米國大使との間に十數回に及ぶところの公式會議を行ない、日米安全保障の面におきまして、わが國の自主性を確立し、國連憲章との關係を明確化し、また、わが國の對米義務をわが憲法の範圍内に限定するといふ、こゝろの方針を実現すべく努力を続けてきたのであります。交渉は、ひとえに、わが國の平和を守り、日米間の友好關係を將來にわたつて安定化することを目的とするものでございまして、これが改定の實現といふことは、極東の平和、ひいては世界平和の確保に寄与するところ大なるものがあると思ふのでございます。(拍手)過去一年余にわたる入念な交渉を通じて、今日これが實現を見ますことは、ひとえに藤山外務大臣の誠意と不斷の努力とに負うものと確信いたす次第でございます。(拍手)

さらに、國連における藤山外務大臣の業績は特に顯著でありまして、わが國が國連外交を通じて今日の世界的地位を確保し得たのも、一にかつて同大臣の努力によつたと云つても過言でないと思ふのでございます。(拍手)藤山外務大臣は、わが國の國連加盟後、引き続き三回の總會にみずから出席し、核実験停止問題を含むところの軍縮問題の解決のため積極的貢獻をいたしました。また、昨年の中近東問題に関する緊急總會では、諸君とともに超党派で激勵演説をいたしました。その結果、この緊急總會において、關係各國代表との交渉を通じて、問題の圓滿な解決に努力する等、世界平和の確保のためにきわめて大なる役割を果たすことによつて、國連におけるわが國の地位を大いに高めた事實があるものでございます。(拍手)これは、藤山大臣の誠実な人格と公正妥當な見解といふものが広く各國の外相及びハマーショルド事務總長等に評価された結果でございまして、この意味においても、同大臣がわが國外交のために尽くした功績といふものは、きわめて大なるものがあるものでございます。(拍手)

また、藤山外務大臣は、一方において、わが國數年來の重要懸案でありましたところの日韓交渉に積極的努力を行なうことによつて、韓国との間の諸懸案の解決に努めてゐるのであります。が、他方、これとは別個に、在日朝鮮人の北鮮歸還を實現するための英斷を行ないまして、御承知の通り、基本的人權に基づく居住地選択の自由といふ人道主義的な國際連念ののとり、多くの困難を克服しつつ、國際赤十字委員會の協力を得まして、これが円滑な進捗をはかつたのであり、現に着々と實現に進みつつありますことは、御存じの通りでございます。以上のような重要外交問題の處理と相並びまして、藤山外務大臣は、一方において、自由主義諸國との間に、單に政治面のみならず、經濟、文化等の方面における協力關係をも強化促進することに絶えず努力して参つたのであります。その結果、近年、これら諸國との間に各種の通商貿易協定、文化協定等が締結されましたのみならず、わが國におきまして行なわれる各種の重要國際的行事、學術會議等の数は最近著しく増加しておるのでございます。ちなみに、過般東京で行なわれましたガット總會のごときは、その歴史上初めてジュネーブを離れて本邦で行なわれたのであります。他方、また、藤山外務大臣は、世界平和を促進するとの観点からいたしまして、共產黨諸國との國交回復に對しても積極的努力を払いました結果、本年八月、九月におきまして、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア三國政府との間に、それぞれ正式に國交

回復の合意が行なわれるに至ったことは、皆様の御承知の通りでございます。さらに、近年、ビルマ、フィリピン、インドネシア等に対するわが国の賠償の実施は着々と進捗しつつあるものであります。これと並行いたしまして、アジア、中近東方面に対するわが国の経済協力もますます積極的に進められていっております。その証拠には、最近とみにその面が活発化しておることは、御承知だと考えます。

わが国の海外移住と相並び、わが国民の技術と労働力とは、海外諸国において著しくその価値を高めていっております。(拍手)

これらの事実を考えますならば、藤山外務大臣が、就任以来よくその任を果たし、変転する国際情勢下において絶えず適切な外交施策を施しますとともに、国際社会におけるわが国の地位向上に貢献せられましたことは、きわめて明らかであります。私は、自由民主党を代表いたしまして、わが党が今後とも同大臣を力強く支持いたしますものであることを、ここにはっきりと申し述べますとともに、同大臣に対して提出されました不信任案に絶対反対を表明いたすものでございます。(拍手)

最後に、私は一言申し上げます。おおよそ、一國の政治は、与党と野党とがありまして、研々相摩するところに発展の進路が見出されるものと存じます。そこで、私どもの自由民主党は、

もとより責任ある与党でありますからして、いよいよもって国民民福のためにあらゆる努力を払います。野党、特に社会党の諸君は、諸君みずからが唱えられておりますところの体質改善をすみやかに整備せられまして、健全な、現実的な、言ひならば、英國の労働党的な、民主的な方向に躍進せられますことを希望してやみません。(拍手)

重ねて、藤山外務大臣不信任決議案に、以上のような理由から断固反対いたしますとともに、提出者の五人を除いたその他全員が、わが党のこの趣旨に賛同せられんことを希望いたします。(拍手)

以上をもつて反対の理由の説明いたします。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 高田富之君。

○高田富之君登壇
高田富之君 私は、日本社会党を代表して、外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案に賛意を表するものであります。(拍手)

一体、一昨夜からきのうにかけての国会の混乱、審議の停滞のよって来たるゆえんを、たれよりもよく知っているはずの藤山外相は、この事態に直面して、野党からこのような決議案を突きつけられるまでもなく、もし一片の良心があるならば、みずから深くその責任を痛感し、いさぎよく責任を

とるのが当然であると思ふのであります。(拍手)

もともと、ベトナム賠償問題に關しては、すでに早くから国民の疑惑の的となつておつたものであつて、いわば、これは、いわくつきの賠償協定であつたのであります。(拍手)

そこで、わが党は、全力を尽くして真剣にこれと取り組み、国民の期待にこたへようと努力して参つたのであります。が、はたせるかな、審議に入つてみまると、冒頭から政府は答弁に窮するといふ醜態をさらし、さらに審議の進むにつれて、次から次へと重大な幾多の点について疑義が提出し、いづれも解明を与えられないまま、いよいよますます国民の疑惑を深める結果となつて今日に至つたことは、否定すべからざる事実であります。(拍手)

いやしくも、藤山外相は、みずからこの協定に調印した、名実ともに最高の責任者であります。しかるにもかかわらず、このような深まり行く疑惑に對して、みずからからだを張つてこれを解明しようとするような熱意は、その片りんだにも見受けられないのであります。(拍手)それのみならず、ことごとくに答弁を回避して下僚に代弁をさせ、みずからは、あたかも他人ごとのような白々しい態度に終始したのであります。しかも、代弁せられた外務省の諸君も、これまた徹底した不勉強ぶりを余すところなく暴露したので

あります。(拍手)このような醜態にたまりかねてか、与党の川島幹事長が外務省を呼びつけていわく「野党議員でさえあれほど勉強しているのに、諸君は毎晩料理屋でうつつを抜かしているとは何事であるか」と。しかし、諸君、外務省の役人諸君をしっかりとつくるのは、これは少々筋違いではないかと思ふ。彼らは、この協定なるものの実態と裏面のいきさつを、だれよりもよく知つてゐるはずであります。まともな人間であれば、良心の苛責に耐えかねて、やけ酒の一ぱいも飲みたくなるのは、人情の常であります。(拍手)

不幸にして、彼らは、藤山外相ほどの鉄面皮さを持ち合わせていなかったものであります。(拍手)

私の最も驚き入りましたことは、委員諸君から再三再四にわたつて要求された資料、すなわち、戦争中わが国がベトナムに与えた損害に関する資料の提出を迫られながら、ついに提出せなかつたという事実であります。一体、損害賠償の交渉をしようというのに、おおよそ幾らの損害を与えたかという推算もしないで、どうして交渉ができまつか。(拍手)多くを言う必要はありません。この、子供にもわかる一つの事実からだけでも、いかにこの賠償交渉がでたらめしぐくのものであつたかは、きわめて明瞭であります。

植村甲午郎特使を派遣するにあつても、事実、何の計数的資料も持たせず、一片の訓令だけで、手ぶらで交渉に当たつたのであります。それだからこそ、当初、沈船引き揚げの仮協定が、わずか八億円でほとんど済んだものと政府自身が認めていたにもかかわらず、その後向かうの言ひなりにふくれもふくれ上がつて、ついに、二十数倍、二百億円でまでせり上がったといふ、(拍手)おおよそ常識離れのする奇怪な結果となつたのであります。

これは、国と国との厳肅なる賠償協定ではなくして、実は、商売人たる藤山氏が、同じ仲間の植村氏を使つて、金もうけのための商談、すなわち、やみ取引交渉を行つたものに(発言する者多し)ほかならないのであります。聞くところによれば、すでに、植村氏を副会長とする経団連その他から、三億円の金が安保改定PRの資金として自民党に献金されたというではないか。(懲罰々々と呼び、その他発言する者多し)また、自民党は——諸君、静かに聞きたまへ。自民党は、財界の肝いりで、自由国民連合と称する外郭団体を作り、大々的な資金集めを開始すると言つてゐる。

諸君、財界人と結んで賠償の利権を与へ、国民の血税で大口うけをさせたリベートで、今度は安保改定の政治資金としてしようとしている。金もうけと戦争準備と権力欲の三位一体となつた保守党政治の醜状は、ここに遺憾なくその正体を暴露してゐるのであります。

すに、一片の訓令だけで、手ぶらで交渉に当たつたのであります。それだからこそ、当初、沈船引き揚げの仮協定が、わずか八億円でほとんど済んだものと政府自身が認めていたにもかかわらず、その後向かうの言ひなりにふくれもふくれ上がつて、ついに、二十数倍、二百億円でまでせり上がったといふ、(拍手)おおよそ常識離れのする奇怪な結果となつたのであります。

(拍手) 委員会の審議がいよいよベトナム賠償をめぐる汚職問題の核心に触れようとする段階に入ったと見るや、にわかには審議打ち切りの暴挙に出たことは、(拍手)これによって見ましても、外相をめぐる汚職の疑いは今や決定的なものとなったと断ぜざるを得ないではありませんか。(拍手)もし、そう言われるのがくやしかったならば、外相みずから国会に要請して、さらに一そりの慎重審議を要請すべきではなかったか。(拍手)

次に一言したいことは、藤山外相には一貫した政治信念が全く欠けているということである。かつては、商工会議所会頭当時、バンドン会議にみずから出席して、南北ベトナム統一促進の決議に賛成署名をした御本人が、今度はまづこころからジュネーブ協定をしゅうりんと二つのベトナムを固定化し、あまつさえ、軍事紛争の火つけ役を買って出ようとしている。このような恥すべき二枚舌、御都合主義は、藤山外交の顯著なる性格をなしているのではありません。(拍手、「懲罰だ」と呼び、その他発言する者多し)日中国交問題にしても、朝鮮人帰還問題にしましても、あるいは原水爆禁止、軍縮問題にいたしましても、国連における言動にいたしましても、すべて御都合主義と二枚舌外交で、恥を世界にさらしたものであるといわなければなりません。(拍手)

このような無責任きわまる外相であればこそ、平和へのとうとうたる世界の流れも、国民のこうこうたる反対の声にも耳をかさず、安保改定、すなわち日米軍事同盟という無謀きわまる日米交渉を馬車馬のように推し進めているのであります。藤山の独走はけしからぬという声は、与党の諸君の中にも高まりつつあるではないか。(拍手)良識ある与党内のこの声にこそ、藤山外相はもつと謙虚に耳を傾けなければならぬと思うのである。(拍手)

今や、わが国は、冷戦から共存への、世界史の画期的な転換期にあたりまして、従来の外交方針を根本的に再検討すべきときに立ち至っているのではありません。この歴史的な重大時局に、わが国の運命を担当する最も重要な外相の地位に、このような無責任、無定見、かつ、自己の榮達のために国家、国民を忘れた藤山氏のごとき人物をとめておくことは、わが民族にとつて取り返しのつかない不幸をもたらすことは必至であります。(拍手)

私は、ここに声を大にして外相の即時退陣を要求して、私の所懐の一端を申し述べた次第であります。(拍手)

○議長(加藤武雄五郎君) 武藤武雄君。(武藤武雄君登壇)

○武藤武雄君 私は、社会クラブを代表いたしましたして、ただいま上程されました藤山外務大臣不信任案に賛成をいたすものであります。(拍手)

今回の臨時国会は、重要な案件といたしまして、災害対策及び生活の危機にあえぐ石炭産業者の対策を中心とする補正予算案と、南北ベトナム賠償支払い協定の承認に関する件の、わずか二件が中心なのであります。しかるに、災害予算につきましては、政府の災害対策の実施内容が不明なるままに予算が成立しておるような、あと味の悪さを残しておるのであります。が、これにもまして言語道断なるのは、南北ベトナム賠償案件に対する藤山外務大臣の態度なのであります。(拍手)

すでに、わが国は、ビルマ、フィリピン、インドネシア三国に対する賠償支払いにつきまして、三千五百億円、国民一人につき三千七百七十円の負担を背負っておるのであります。これに今回の南北ベトナム賠償五千五百六十万ドルを加えますと、実に国民一人当たりの負担は三千九百八十六円、すなわち、ほとんど全国民が四千円に近い負担を背負うことになるのであります。このように国民に対し莫大なる負担をさらに重加する南北ベトナム賠償協定の取りきめについて、政府は、まことに不可解なることは、何一つ満足な答弁を国民の前に述べることができない醜態をさらして参つたのであります。(拍手)

第一に、支払い対象国として南北ベトナムだけを選んだ理由は、全く根拠が薄弱であります。特に、将来南北ベトナム統一が実現した場合、とりわけ北ベトナムが主体となつて南北ベトナムを合併した場合等においては、再度賠償請求を受ける可能性は十分にあるのであります。今年六月二十七日付の北ベトナム国会より本院正副議長あてにきた書簡には、今回の賠償の不当なる点を追及しておる事実が断然としておるのであります。外務省が南北ベトナムを対象国として選んだ行為は、まさに一方的な、独断的な判断といわざるを得ないのであります。(拍手)南北ベトナム統一の阻害となるばかりか、東南アジアの平和諸国との友好外交の見地よりすれば、まさにわが国の平和外交を毒するものといふべきであります。政府は、サンフランシスコ条約の義務履行こそが国際信義であると力説をいたしておるのでありますが、賠償支払いを南北統一まで延期することこそがジュネーブ協定に合致するのであります。この点についての政府の判断は、国際外交の常識からはすれた、全く独断的な判断といわざるを得ないのであります。(拍手)

第二に、賠償交渉における基準となるべき戦争被害の資料について、政府は国会側が要求しておる資料の提出を怠っているばかりか、当然外務事務当局が調査しておくべき資料すらも何ら準備しておらないのであります。外務省政府委員諸君の怠慢、不勉強、まことに驚くべきものがあつたのであります。(拍手)

第三に、賠償支払いが電報開発に充当され、この工事はすでに日本工営と私的契約が成立しております。たゞものを賠償に繰り入れられたのではないかと、疑惑がますます濃厚なるまゝに、政府当局の答弁はきわめてあいまいであり、今回の賠償支払いをはなはだ不明朗なものに追い込んでおる責任は政府みずからにあると申さなければなりません。(拍手)これらの責任は、あげて藤山外務大臣の負うべきものであります。わかれれば、このような状態において南北ベトナム賠償協定を承認することは不可能であるばかりでなく、このように国民に疑惑を与え、海外に対してはわが国の信用を完全に失墜せしめるような協定を締結した外務大臣を信任していることは、断じて国民のためにも許されないのであります。(拍手)

第三に、政府は、あき果てたるほどに、北ベトナムの実態について無知であります。ホー・チミン政府が国家として存在をしておつた事実、最近香港経由を含めれば貿易実績が増大しつつある事実を指摘して、北ベトナムを無視することは世界政治の現実に合致しないばかりか、このような北ベトナム統一が実現した場合、とりわけ北ベトナムが主体となつて南北ベトナムを合併した場合等においては、再度賠償請求を受ける可能性は十分にあるのであります。今年六月二十七日付の北ベトナム国会より本院正副議長あてにきた書簡には、今回の賠償の不当なる点を追及しておる事実が断然としておるのであります。外務省が南北ベトナムを対象国として選んだ行為は、まさに一方的な、独断的な判断といわざるを得ないのであります。(拍手)南北ベトナム統一の阻害となるばかりか、東南アジアの平和諸国との友好外交の見地よりすれば、まさにわが国の平和外交を毒するものといふべきであります。政府は、サンフランシスコ条約の義務履行こそが国際信義であると力説をいたしておるのでありますが、賠償支払いを南北統一まで延期することこそがジュネーブ協定に合致するのであります。この点についての政府の判断は、国際外交の常識からはすれた、全く独断的な判断といわざるを得ないのであります。(拍手)

第四に、賠償交渉における基準となるべき戦争被害の資料について、政府は国会側が要求しておる資料の提出を怠っているばかりか、当然外務事務当局が調査しておくべき資料すらも何ら準備しておらないのであります。外務省政府委員諸君の怠慢、不勉強、まことに驚くべきものがあつたのであります。(拍手)

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案

ナム無視の外交方針は世界の平和を守る道でないことを、誠意をもって政府にわれわれは説得をいたして参つたのでありますが、これに対する外務大臣の態度はどうか。北ベトナムを承認しない積極的な理由を何ら説明し得ないばかりか、藤山外務大臣の答弁は、常にあいまいで、何ら南ベトナムのみを支払い相手国として承認した積極的な理由も説明し得ない状態でありま

以上、要約すれば、藤山外務大臣は、外務大臣としての最低必要資格である世界情勢の把握について全く無能であるといわなければなりません。
〔拍手〕私ども社会クラブは、このよう藤山外務大臣に、目下交渉中といわれる日米安保条約の改定問題をも含め、あらゆる外交案件をゆだねることは、わが国家、国民の将来を誤るおそれのあることを、国民とともにますます深く感じた次第であるのであります。
〔拍手〕

よって、われわれは、藤山外務大臣の不信任案に賛成をいたしまして、諸君の同意を得たいと思うのであります。
〔拍手〕

○議長(加藤録五郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(加藤録五郎君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、

反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(加藤録五郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(加藤録五郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(加藤録五郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(加藤録五郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 三百三十一

可とする者(白票) 百三十三

〔拍手〕

否とする者(青票) 百九十八

〔拍手〕

○議長(加藤録五郎君) 右の結果、外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案は否決されました。(拍手)

淺沼稻次郎君外四名提出外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案を可とする議員の氏名

赤路 友蔵君 赤松 勇君
淺沼稻次郎君 足鹿 覺君
飛鳥田一雄君 淡谷 悠蔵君
井伊 誠一君 井岡 大治君

井手 以誠君	石川 次夫君	中嶋 英夫君	中原 健次君	赤城 宗徳君	秋田 大助君
石橋 政嗣君	石村 英雄君	中村 高一君	中村 時雄君	秋山 利恭君	足立 鶴郎君
石山 權作君	板川 正吾君	中村 英男君	成田 知巳君	天野 公義君	天野 光晴君
受田 新吉君	小川 豊明君	西村 関一君	野口 忠夫君	綾部健太郎君	荒木萬壽夫君
大貫 大八君	大野 幸一君	芳賀 貴君	長谷川 保君	荒松清十郎君	新井 京太君
大原 亨君	太田 一夫君	原 茂君	日野 吉夫君	井原 岸高君	飯塚 定輔君
岡 良一君	岡本 隆一君	帆足 計君	穂積 七郎君	生田 宏一君	池田 清志君
加賀田 進君	加藤 勲十君	北條 秀一君	堀 昌雄君	池田 勇人君	池田正之輔君
柏 正男君	片島 港君	松浦 定義君	松平 忠久君	石井光次郎君	石坂 繁君
勝澤 芳雄君	勝岡田清一君	松前 重義君	松本 七郎君	石田 博英君	一萬田尙登君
角屋堅次郎君	金丸 徳重君	三宅 正一君	門司 亮君	岩本 信行君	植木庚子郎君
上林與市郎君	神田 大作君	本島百合子君	森島 守人君	白井 莊一君	内田 常雄君
川村 義義君	河野 正君	八百板 正君	八木 一男君	江崎 真澄君	遠藤 三郎君
木原津與志君	菊川 君子君	八木 昇君	矢尾喜三郎君	小川 半次君	小川 平二君
菊地義之輔君	北山 愛郎君	安井 吉典君	柳田 秀一君	小澤佐重喜君	大石 武一君
久保 三郎君	久保田鶴松君	山口シツエ君	山崎 始男君	大久保武雄君	大倉 三郎君
栗原 俊夫君	栗林 三郎君	山下 榮二君	山田 長司君	大坪 保雄君	大野 市郎君
黒田 壽男君	小林 進君	山中 吾郎君	山中日露史君	大野 伴陸君	大平 正芳君
小林 正美君	小松 幹君	山花 秀雄君	山本 幸一君	岡崎 英城君	岡部 得三君
兒玉 末男君	五島 虎雄君	横路 節雄君	横山 利秋君	岡本 茂君	奥村又十郎君
河野 密君	佐々木更三君	和田 博雄君	伊藤卯四郎君	押谷 富三君	加藤 精三君
佐藤觀次郎君	佐野 憲治君	池田 眞治君	今村 等君	加藤 高蔵君	鹿野 彦吉君
坂本 泰良君	阪上安太郎君	内海 清君	加藤 鐵造君	賀屋 興宜君	鍛冶 良作君
櫻井 奎夫君	島上善五郎君	春日 一幸君	小松信太郎君	金丸 信君	上林山榮吉君
島口重次郎君	下平 正一君	佐々木良作君	竹谷源太郎君	龜山 孝一君	鴨田 宗一君
東海林 稔君	杉山元治郎君	塚本 三郎君	堤 ツルヨ君	川崎末五郎君	川島正次郎君
鈴木茂三郎君	田中幾三郎君	土井 直作君	西尾 末廣君	菅家 喜六君	菅野和太郎君
田中縊之進君	田中 武夫君	西村 榮一君	廣瀬 勝邦君	筒牛 九夫君	木倉和一郎君
田中 稔男君	多賀谷眞稔君	松尾トシ子君	水谷長三郎君	木村 守江君	菊池 義郎君
高田 富之君	滝井 義高君	武藤 武雄君		岸 信介君	吉川 久衛君
橘 兼次郎君	館 俊三君	安倍晋太郎君	相川 勝六君	清瀬 一郎君	久野 忠治君
辻原 弘市君	戸叶 里子君	逢澤 寛君	青木 正君	倉石 忠雄君	倉成 正君
堂森 芳夫君	中澤 茂一君			黒金 泰美君	小泉 純也君

否とする議員の氏名

黒金 泰美君	小泉 純也君	赤城 宗徳君	秋田 大助君	足立 鶴郎君	天野 光晴君	荒木萬壽夫君	新井 京太君	飯塚 定輔君	池田 清志君	池田正之輔君	石坂 繁君	一萬田尙登君	植木庚子郎君	内田 常雄君	遠藤 三郎君	小川 平二君	大石 武一君	大倉 三郎君	大野 市郎君	大平 正芳君	岡部 得三君	奥村又十郎君	加藤 精三君	鹿野 彦吉君	鍛冶 良作君	上林山榮吉君	鴨田 宗一君	川島正次郎君	菅野和太郎君	木倉和一郎君	菊池 義郎君	吉川 久衛君	久野 忠治君	倉成 正君	小泉 純也君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案 外務委員長小澤佐重喜君解任決議案

小枝 一雄君	小金 義照君
小島 徹三君	小平 久雄君
小林 錦君	小林 網治君
小山 長規君	河野 孝子君
河本 敏夫君	佐々木盛雄君
佐藤 榮作君	佐藤虎次郎君
佐藤洋之助君	坂田 英二君
坂田 道太君	笹山茂太郎君
始岡 伊平君	椎熊 三郎君
権名悦三郎君	篠田 弘作君
島村 一郎君	進藤 一馬君
周東 英雄君	鈴木 正吾君
鈴木 善幸君	砂原 格君
瀬戸山三男君	園田 直君
田口長治郎君	田中伊三次君
田中 榮一君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田邊 國男君
田村 元君	高石幸三郎君
高瀬 傳君	高田 富與君
高橋清一郎君	高橋 禎一君
高橋 等君	竹下 登君
谷川 和穂君	津島 文治君
塚原 俊郎君	辻 寛一君
網島 正興君	寺島隆太郎君
渡海元三郎君	徳安 實蔵君
床次 徳二君	富田 健治君
内藤 隆君	中曾根康弘君
中村 梅吉君	中村 幸八君
中山 マサ君	永田 亮一君
永山 忠則君	藤尾 弘吉君
夏堀源三郎君	橋本 渡君
南條 徳男君	二階堂 進君

丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西村 英一君	西村 直己君
根本龍太郎君	野田 卯一君
野田 武夫君	馬場 元治君
橋本登美三郎君	橋本 正之君
長谷川四郎君	長谷川 峻君
八田 貞義君	服部 安司君
濱田 正信君	濱地 文平君
濱野 清吾君	早川 崇君
原田 憲君	平井 義一君
平野 三郎君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福井 順一君
福井 盛太郎君	福田 越夫君
福田 篤泰君	福田 一君
福永 一臣君	福永 健司君
藤枝 泉介君	藤本 捨助君
古川 丈吉君	保利 茂君
坊 秀男君	細田 義安君
堀内 一雄君	益谷 秀次君
増田甲子七君	松岡嘉兵衛君
松澤 雄蔵君	松田竹千代君
松永 東君	松野 頼三君
松本 俊一君	三池 信君
三浦 一雄君	三田村武夫君
三和 精一君	水田三喜男君
南 好雄君	村瀬 宣親君
毛利 松平君	森下 國雄君
保岡 武久君	柳谷清三郎君
山口六郎次君	山崎 巖君
山田 彌一君	山中 貞則君
山村新治郎君	吉田 重延君
渡邊 本治君	渡邊 良夫君

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、淺沼稻次郎君外四名提出、外務委員長小澤佐重喜君解任決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤録五郎君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤録五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案を議題といたします。

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案案

右の議案を提出する。

昭和三十四年十一月二十六日

提出者

淺沼稻次郎

矢尾喜三郎

小林 進

賛成者

阿部 五郎外百三十八名

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案

本院は、外務委員長小澤佐重喜君を解任する。

右決議する。

理由

南ヴィエトナム賠償は、本国会最大の課題であり、その委員会における審議は国民注目の的である。従つてわれわれは、いたずらな審議引き延ばし等はいっさい行わず、正々堂々といつても審議に応じ、あくまで審議内容そのものを通じてその不当性を明らかにする態度を示してきたい。

しかるに、小澤外務委員長はその審議にあたり、いたずらに政府と党に偏したばかりでなく、多数の臨時与党委員とともにあたかも外務大臣個人の私兵と化し、充分なる審議を尽す努力をすることなく強引に条約の通過のみを策し、しばしば委員会を混乱におとし入れた。これは委員会会の公平、かつ、円満なる運営をはかるべき委員長の職責に反するばかりでなく、国民的利益を裏切る許しがたい行為である。これが、本決議案を提出する理由である。

○議長(加藤録五郎君) 提出者の趣旨を許します。小林進君。

「小林進君登壇」

○小林進君 日本社会党は、衆議院外務委員長小澤佐重喜君の解任決議案を提出いたしました。私は、この決議案に関し、日本社会党を代表して、その趣旨の説明を行ないたいと存じます。

(拍手)

ただいま開かれておる第三十三回臨時国会は、最も重要な案件を二つかかえておることは、皆様御承知の通りであります。その一つは、災害対策に関する件であり、他の一つは、すなわち、ベトナム賠償に関する国会承認の件でございます。

小澤佐重喜君は、外務委員長として、この重要な案件の、正確に申し上げますならば、日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件、日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件の案件について、国会法に基づき慎重なる審議を重ねて、民主的にこれを決定するといふ責任を負託せられておるのでございます。

〔議長退席、副議長着席〕

しかるに、小澤君は、この国会の負託を無視し、委員長としての公正中立の態度をなぐり捨てて、自民党多数の暴力を背景にして、ついに国会議員の持つ審議権、基本的権利たる審議権を剝奪するに至つたのでございます。これ、わが党が小澤君をしてその職より解任せんとする主たる理由でございます。

(拍手)

この経緯をいささか具体的に申し述べますならば、一昨十一月二十五日午後三時四十五分より、衆議院外務委員会は、ベトナム賠償問題に関し、主として外務大臣への質問を続行いたして参

家として守るべき道義的責任ある態度でございませう。資格のない委員長によって会議が再開をされたり、審議が行なわれることは、全く不当行為であるがゆえに、われわれは、小澤君の解任決議案が決定するまで外務委員会の審議には応ぜぬという正当なる理由をもって、委員会場を静かに退場いたしました。(拍手)

しかるに、これに対し、小澤君は、少しも反省するところなく、昨日午前六時ごろ外務委員会を再開し、わが社会党には何らの通告も発せず、自民党委員と社会クラブだけで、日本国とヴェトナム共和国との賠償協定の締結について承認を求める件と、日本国とヴェトナム共和国との借款に関する協定の締結について承認を求めるの件の二案を上げ、賛否の討論を重ね、多数決をもって委員会を通過せしめるに至ったのでございませう。これが小澤重喜君解任決議案を提出するに至ったまでの経過のあらましでございませう。

以上、要約して、その不当なる点を羅列いたしますと、一、外務委員会理事を招集しておきながら、その協議の途中で委員長みずからが理事会を放棄して委員長席に着いたこと。二、社会党提出の小澤委員長不信任決議を、休憩中であるがゆえにこれを受理できぬと称して、不法にも拒否する態度に出たこと。三、開会を宣

するや、最優先的に会議にかけるべき不信任決議を無視して、ベトナム云々という、全く言語不明の痴呆症的発言をして、これを正当に処理せず、国会法じゅうりんの行動に出たこと。四、ベトナム賠償質疑打ち切りの動議らし

いものをうった後に、委員長の席を菅家理事に譲り、初めて委員長不信任動議を処理せしめるにあたり、動議の提出者たる社会党委員の提案説明を一言も行なわしめず、直ちに採決に移り、多数をもって否決したこと。五、社会党は、不信任の動議提出と同時に、小澤君の解任決議案を議長の手元まで提出している限り、この決議案が本会議場において決定するまで、小澤君は委員長としての資格を政治的、道義的に失つておるにもかかわらず、その後、委員長席に着いて審議、採決をするという、全く不当、不法なる行為を行なっていること。これが小澤君をしてその委員長職にとどめておくことのできる具体的な事例でございませう。

われわれが小澤君を解任せんとする問題の所在は、単にこれだけにどまるものではございせん。むしろ、問題はもつと基本的な原因に由来するものでございませう。それは何か。ベトナム賠償を自国に課する問題でございませう。何かにも不明瞭、不明確のままに、国民の血税二百億円をベトナム賠

償の名において支払わんとするその行為自体にあるのでございませう。

われわれは、かつてこの国会の、この場所において、フィリピン国に対する賠償を審議いたしました。そのときは、通計二十五時間、九日間の期間をもって承認いたしましたのでございませう。われわれは、インドネシア国に対する賠償問題を審議いたしました。そのときは、前後合わせて十一時間二十十分、八日間の審議期間をもって承認いたしましたのでございませう。なお、その前、われわれは、この国会において、ビルマ国に対する賠償について審議いたしました。そのときは、わずか一日、四時間をもって承認を与えておるのでございませう。それは何ゆえか。

賠償を支払うべき正当な理由が国民の前に明らかにされ、世論もまたこれを支持しておったからにはかならずのこととございませう。(拍手)相手国に対して与えた損害を正しく認識し、戦争の贖罪を兼ねて、その損害と苦痛に対し、その程度の賠償はやむを得ぬということ

を、国民みずからが何の疑念もなく了承していたがゆえに、われわれは、この国民大衆の世論と正しい批判の上に立つて、政府のその行為に以上のことき短時間をもって承認を与えたのでございませう。

この過去の実績に照らして、今日、われわれが、ベトナム賠償に關し、百有餘時間を費しながら、なおかつ、その質問の時間を要求している理由は、言わずもがな、今日のこの政府のベトナム賠償に對しては、国民に何らの了解も納得も与えておらぬからでございませう。(拍手)日々の新聞の報道はもとよりでございませう。あらゆる機関は、あげてベトナム賠償の不当を糾弾いたしております。多くの疑問点のあることを告げており、その不可解な点を、国会の審議の過程において明らかにすることを要求いたしておるのでございませう。この国民の願望を裏切つて、一切の疑問点をおおいかぶし、力をもつてこれを承認せしめんとするがごときは、天人ともに断じて許さざる行為でございませう。(拍手)

今、国民大衆は、次の点を明らかにしてくれんことを心より要望をいたしております。

第一点、われわれが損害を与えたのはベトナム国である。南北に分かれてはベトナムに賠償を支払う必要がどうしてあるか。政府は、サンフランシスコ条約の義務履行による国際信義を唯一の理由にしているが、そのサンフランシスコの会議に臨んだベトナムの代表は、その国籍についていろいろの問題がある。その点は別にしても、一応、全ベトナムを代表するものとして参加したのであることは間違いない。その後において、この国が二つに分かれてしまった限り、サンフランシスコ条約締結のときと事情は全く一変

してしまつたではないか。しかも、その事情は、相手側の一方的理由で事情が変わつてしまひ、全ベトナムについて戦争の償いをするという日本国の誠実なる義務、サンフランシスコで約束した義務が完全に履行できぬ事情にある限り、その形が原状に復するまで延期することこそ、むしろ、国際信義に報い、相手国民にこたえるゆえんではないか。それを、南ベトナム国という、全体の中の一部の人民、一部の領土にのみ、その義務を果たさんとする理由は、一体何に基づくのか、いささかも明らかにしておらぬのでございませう。(拍手)サンフランシスコ条約の義務履行などという、子供だましの、通り一べんの説明をもつては、とうてい納得することができぬという、この国民的疑問を説明するといふ余地を与えずして質疑を打ち切つた小澤委員長を、国民の名において解任せんとするわれわれの要求は、しごく当然であると申し上げなければなりません。(拍手)

第二点として、政府は、南ベトナム政府は全ベトナム国を代表する政権であることを公称しており、これを世界の四十数カ国が承認しているから、これを全ベトナムを代表する国家として認めることは、いささかも誤りがな

い、という主張を続けております。これに対し、国民は、さらば、同じような状態にある台湾政府を承認するとき、政府は、台湾政府は全中国を代表

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 外務委員長小澤佐重吉君解任決議案

一四四

する国家であると言わなかったではな
いか。それは、事実においても、法律に
おいても誤っているがゆえに、良心が
あるならば、そういうすりすりしい理
屈を言ひ得ないからでございます。し
かるに、事ベトナム国に關する限り、
この見解を押し通さんとするのは、国
民を愚弄するもきわまりないというの
は、かたがたでございます。(拍手)その理由は
どこにあるのか、その疑問を国民は知
ることを要求いたしておるのでござい
ます。

北ベトナムの人口は一千三百万、南
ベトナムの人口は一千二百万、北の方
がむしろ多数であります。多数決の原
則をもつてすれば、多数人民を支配す
る北ベトナム人民共和国政府こそは、
むしろベトナムの代表国政府であるとい
わなければなりません。(拍手)この
矛盾を一つも明らかにすることのでき
ぬことに對し、われわれは、国民の意
思に従つて、これを明らかにせんこと
を要望しているにもかかわらず、小澤
君は、この質問の時間を不当にも断ち
切つてしまふという行為をあえていた
したのでございます。これ、その職に
とどめておくことのできぬ理由の第二
でございます。(拍手)

第三点として、北ベトナム政府は、
この賠償に對し、しばしば、反對の旨
を強硬に声明いたして参りました。非
公式ではありまするが、北ベトナム人
民共和国政府は、いつの日か日本国と

正式に国交を回復するの暁には、日本
国に對する賠償の請求権を放棄しても
よろしい、日本がほんとうに前非を悔
い、将来の侵略を全く行なわないとい
う事実を明らかにする、たとえてい
え、岸首相等の侵略の経験者が政治の
責任者たる地位から引退をする、ま
た、賀屋氏のような人が政府与党の外
交調査会長をやるなどということが改
められて、真に世界の平和を願う政治
家、たとえば、松村さんとか石橋さん
とかいうような人たちによつて日本の
政治が運営されるという事実が明らか
にされれば、一切の賠償の請求権を放
棄してもよろしい、われわれが迷惑を
受け、損害をかけられたのは、日本の
軍閥と官僚、それをあやつった少数の
独占資本家によつて行なわれたのであ
るから、われわれは、この少数の独占
資本家に對してこそ憎しみを持ってお
るが、日本国民に對しては何らの恨み
を抱くものではない、日本の人民は、
やはり、その軍閥や独占資本家、岸さ
んや賀屋さんのような官僚のために戦
争にかり出され、命を失ひ、家を焼か
れ、所を追われ、妻や子を失つておる
のであるから、この戦争被害者から損
害を補つてもらふなどという気持は
全くないということを明らかにす
る。こういうことを北ベトナムの要人
は語つておつたのであります。このよ
うな寛大な気持に對し、岸内閣は、こ
れを土足にかけて、南ベトナムだけに

賠償を支払わんとしておる。(時間
時間と呼ぶ者あり)これあるがゆえ
に、北ベトナム国は、その意思を硬化
し、日本の両院議長並びに政府に對し
て、南ベトナムへの賠償の撤回を要求
し、北ベトナムの賠償請求権を留保す
ることを通告しておるのであります。
○副議長(正木清憲) 小林君、時間の
範囲内で論旨を進めて下さい。

○小林進君(統) 相手方の誠実を踏み
にじり、これを憤激せしめ、求めざる
もよろしい敵をあえて作り、そして、
將來必ず二重払いのおそれある賠償を
ここに行なわんとするその理由、その
理由を国民はあげて知らんとしている
にもかかわらず、政府側は、いまだこ
れを納得せしめる理由を一つも明らか
にしていない。しかして、その疑問を
さらに明らかにせんとするわが党の正
当な要求を、ついに小澤外務委員長は
じゅうりんするに至つたのでありま
す。これ、われわれが彼をしてどうし
てもその席にとどめておくことのでき
ぬ理由の第三でございます。

○副議長(正木清憲) 小林君、趣旨弁
明の範囲を逸脱しないように論旨を進
めて下さい。
○小林進君(統) なぜ南ベトナムにも
災害の影響がきたかといへば、鉄道が
七十キロも破壊されて、北の物資を南
に運ぶことができなかったからであり
ます。しかも、その鉄道を七十キロ
も破壊したのはだれか。日本軍かとい
うと、日本軍ではない。アメリカ軍が
破壊したのであります。アメリカの軍
隊が鉄道を破壊して南ベトナム国民
が損害を受けたのなら、南に對して
はアメリカこそ賠償に應ずべきではな
いかと言ふに、日本軍が駐屯してお
たからこそアメリカはベトナム国を攻
撃したのであるから、やはり日本が賠
償を支払ふべきだといふのでありま
す。日本が南ベトナムに支払う賠償の
内容とは、大体こんなものでありま
す。戦争とは直接因果関係はない。む
しろ、アメリカ軍隊のしりぬぐいみた
な賠償で、それによつて国民の血税二
百億円を取り上げられるのでありま
す。そんなことで、国民が一体納得で
きますか。どうか損害の實際を示して
もらいたい。納得のいくように示して
もらいたい。この国民の正当なる疑問
をもつて、われわれが政府に迫つてお
るにもかかわらず、小澤委員長は、國
民の側に立たず、政府官僚の側に立
つて、このわれわれの要求をじゅうり
んするに至つたのであります。これが小
澤君を解任せんとする第四の理由で
ございます。(拍手)

賠償は、この際、特に公正を誓ひ、
国民の前に一点の疑点もないよう明瞭
に行なわれなければなりません。ビル
マ賠償、インドネシア賠償、フィリ
ピン賠償と進んでいくうちに、いつか
国民の口から賠償金などという言葉が
ささやかれるようになりました。賠償
を種にして国民の血税をしほりしほ
り、富をなしている資本家が政府を取
り巻いているという疑点に對する、國
民の偽らざる声であります。木下商店
等の複雑な政商が飛び出してきて以

賠償を支払わんとしておる。(時間
時間と呼ぶ者あり)これあるがゆえ
に、北ベトナム国は、その意思を硬化
し、日本の両院議長並びに政府に對し
て、南ベトナムへの賠償の撤回を要求
し、北ベトナムの賠償請求権を留保す
ることを通告しておるのであります。
○副議長(正木清憲) 小林君、時間の
範囲内で論旨を進めて下さい。

○小林進君(統) 私は、すでに、私の
知る北ベトナム人民共和国の真意を申
し上げました。日本政府が南ベトナム
だけに支払ふといふ、そういうむちや
な行為を行なわなければ、將來賠償請
求権を放棄してもよろしいといふ、そ

の他発言する者多し」
○副議長(正木清憲) 小林君、趣旨弁
明の範囲を逸脱しないように論旨を進
めて下さい。
○小林進君(統) なぜ南ベトナムにも
災害の影響がきたかといへば、鉄道が
七十キロも破壊されて、北の物資を南
に運ぶことができなかったからであり
ます。しかも、その鉄道を七十キロ
も破壊したのはだれか。日本軍かとい
うと、日本軍ではない。アメリカ軍が
破壊したのであります。アメリカの軍
隊が鉄道を破壊して南ベトナム国民
が損害を受けたのなら、南に對して
はアメリカこそ賠償に應ずべきではな

いかと言ふに、日本軍が駐屯してお
たからこそアメリカはベトナム国を攻
撃したのであるから、やはり日本が賠
償を支払ふべきだといふのでありま
す。日本が南ベトナムに支払う賠償の
内容とは、大体こんなものでありま
す。戦争とは直接因果関係はない。む
しろ、アメリカ軍隊のしりぬぐいみた
な賠償で、それによつて国民の血税二
百億円を取り上げられるのでありま
す。そんなことで、国民が一体納得で
きますか。どうか損害の實際を示して
もらいたい。納得のいくように示して
もらいたい。この国民の正当なる疑問
をもつて、われわれが政府に迫つてお
るにもかかわらず、小澤委員長は、國
民の側に立たず、政府官僚の側に立
つて、このわれわれの要求をじゅうり
んするに至つたのであります。これが小
澤君を解任せんとする第四の理由で
ございます。(拍手)

賠償は、この際、特に公正を誓ひ、
国民の前に一点の疑点もないよう明瞭
に行なわれなければなりません。ビル
マ賠償、インドネシア賠償、フィリ
ピン賠償と進んでいくうちに、いつか
国民の口から賠償金などという言葉が
ささやかれるようになりました。賠償
を種にして国民の血税をしほりしほ
り、富をなしている資本家が政府を取
り巻いているという疑点に對する、國
民の偽らざる声であります。木下商店
等の複雑な政商が飛び出してきて以

来、国民はさらにこの点過敏になつておられますがゆゑに、政府に一片の良識があるならば、この点は最も清潔でなければならぬであります。

しかるに、政府は、こういう国民感情を全く無視いたしまして、岸首相と最も親しい植村甲午郎氏を賠償使節に任命いたしておるのであります。植村氏とは何ぞ。経団連の副会長であります。名実ともに財界の世話役をもつて……。

「もうやめろ」と呼び、その他発言する者多し」

○副議長(正木清君) 小林君、——小林君、本論から逸脱しないように論旨を進めて下さい。

○小林進君(続) 本業としている人であり、財界の世話役のみではありません。政党献金を主たる目的として経済再建懇談会なるものが生まれ、この懇談会を通じて、昨年度行なわれた衆議院選挙、今年度の参議院選挙に、数億の巨大な選挙資金が保守党に流れたことは、国民周知の事実であります。(拍手) 植村甲午郎氏は、この経済再建懇談会の代表世話人でございませう。政党献金の取りまとめ役でございませう。自民党政府にとっては、両手を合わせて拝んでも拝み足らぬ大恩人でございます。

約一カ月前と記憶しますが、各紙の報ずるところによれば、この植村甲午郎氏は、経済再建懇談会傘下の約四

十社の財界人を集め、安保条約改定を……。

「時間だ、やめろ」と呼び、その他発言する者多し」

○副議長(正木清君) 小林君、——小林君、たびたびの注意をきかなければ、遺憾ではあります。発言を禁止いたさなければなりませんから、論旨を進めて下さい。

○小林進君(続) はい。——いすれにしても、この植村氏が、岸首相の私友関係はもとより、自民党及びその政府といかに緊密不可分の関係にあるかは、以上をもつても明らかなる事実であります。(拍手) かような人を政府の代表として、二百億円の賠償支払い協定を決定せしめておることが、はたして明瞭なる外交折衝といふことができましようか。(発言する者多し) その植村氏の経歴を問わんとする国民の声と口と耳を小澤外務委員長は封じてしまったのであります。(拍手) これ、われわれ

が小澤君をその職にとどめておくことのできぬ第五の理由であります。(拍手) われわれが特に声を大にして訴えなければならぬことは、南ベトナムに對する日本の賠償は南ベトナム国の軍事力強化策を中心に行なわれているという疑点が最も大きいということでございます。(拍手) 米國が南ベトナムに對し巨額な軍事援助を行なつておることは、後述いたす通りでござ

います。その軍事援助をもとにして、南ベトナムが軍事基地の拡張をやつておることも、既定の事実であります。われわれは、その軍事基地の見取図を外務委員会に掲示して、政府側にその真偽をただしましたところ、それに間違いのないことを政府側は答弁をいたしております。

「議長々々」と呼び、その他発言する者多し」

○副議長(正木清君) 小林君、——小林君、——小林君、どうぞ論旨を進めて下さい。

○小林進君(続) はい。——これが間接にいかにも南ベトナムの軍事力を強化するか、顧みて真にはださぬものを感じるものでございます。しかも、その賠償は、間接的に軍事力を強化するのみならず、直接これを増強せる軍事施設を含まれておるのでございます。

外務委員会に参考人として出頭したグエン・リン・ニエツプ君は、「ベトナム人は特に賠償には重大なる関心を持つてゐる。日本の賠償金の一部がベトナム人をしてベトナム人を殺すために使われていること、すなわち、戦略計画のために使われていることは、まことに遺憾にたえぬ。これは全く全ベトナム人の意向ではない。この賠償はベトナムが一つになるまで延期されるべきである」と証言をしておるのであります。(拍手) これこそ、偽らざる全ベ

トナム人の真の要求でございませう。これに對して、自民党代表が、「どうしてこの賠償がベトナム人をしてベトナム人を殺すことになるか」という質問を發したとき、彼は、「通産省小出局長の答弁によれば、賠償輸出品の中に銃弾の製造をする工場が含まれてゐると言つてゐるのではないか。銃弾は、まさか鶏を締め殺すためのものではあるまい」と答弁をしておるのでございます。(拍手) ベトナム人からかくのごとくおそれられている兵器製造の工場を、なぜ輸出する必要があるのか。これこそ、南北ベトナム國家の対立をさらに激化せしめ、アジアの不信を買ひ以外は何ものでもないといわなければなりません。(拍手) これを行なわんとする政府の企圖こそ、われわれの断じて了承し得ざるところであります。賠償支払いに名をかりて戦争を挑発するやうなこの岸内閣の政策はあくまで追及をし、その真相を國民の前に明らかにしなければならぬ。國民大衆は、これを一番おそれてゐる。アジア、アフリカの國々も、日本のこれを一番おそれてゐる。世界の平和を愛好する全人類が、これを一番おそれてゐる。われわれは、この世界のすみずみに流れる岸内閣の戦争挑発性、反動性を解明して、その疑点を払拭しなければならぬ。

「発言する者多し」

○副議長(正木清君) 小林君、——小林君、——小林君、私の注意を聞かなければ……。

「発言する者多し、聴取不能」

○小林進君(続) こういう観点に立つわれわれの質問を、ついに小澤君は押えてしまったのであります。

「発言する者多し」

○副議長(正木清君) 小林君、——小林君、私の注意を聞かなければ……。

「発言する者多し、聴取不能」

○小林進君(続) これは断じて許される行為ではありません。これがあるがために、われわれは小澤君の不信任と解任決議案を提出するに至つたのでございます。これが第六の理由でございませう。(拍手)

私は、最初、この説明のために約三時間を持続するように党から命ぜられましたので、そのために準備を進めたのであります。議長から先刻御注意がありましたので、私は、これ以上論旨を進めることを中止いたしました。最後の結論を一言申し述べたいと存じます。(拍手)

小澤佐重喜君は、自民党内における純粋の党人派であります。戦前、戦中より積んできた、議會政治に慣熟しているその手腕とその卓越せる政治力は、高く評価されておるのでございます。

「発言する者多し」

○副議長(正木清君) 小林君、——小林君、発言の中止を命じます。——小林君の降壇を命じます。

○副議長(正木清君) これより討論に入ります。順次これを許します。長谷川峻君。

〔長谷川峻君登壇〕

○長谷川峻君 私は、自由民主党を代表いたしまして、外務委員長小澤佐重喜君解任決議案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

このたびの第三十三回国会は、伊勢湾台風災害予算、ベトナム賠償の二議案を大きな柱として開かれたのであります。しかも、このベトナム賠償協定の審議に当たる外務委員長に、重厚誠実な人柄と、議会人として豊富な経験を持つ小澤佐重喜君を得ていたことは、院の内外を通じて、政治に関心を持つ者のひとしく信頼をしていたところでありました。(拍手)

そもそも、ベトナム賠償協定は、すでに過去数年にわたり国会で論議を重ねてきましたが、今会期において、この協定が外務委員会に付託されて以来、小澤委員長は、ベトナム賠償が、さきの戦争がもたらした最後の賠償である事情にかんがみ、日曜・祭日を除き、会議を開くこと十六回、質問者は実に二十数名に及びました。その間、小澤委員長は、質疑者に対する政府の答弁等に、いやしくも不当と思われる

点に対しては再三注意を促し、審議の必要な資料収集に関しては、もっぱら政府を頼渡し、これを提出せしめ、委員会運営の円満をはかることに努力されてきたのであります。ために、外務委員会の審議の能率は大いに上がって、二十四日午後においては、事実上、審議は終了するに至ったのであります。しかるに、日本社会党の質疑者は、特に事をかまえて従来の質疑事項を繰り返すのみで、再三に及ぶが方の質疑打ち切りの交渉に対しましては、言を左右にして、さらに誠意なく、露骨に議事を引き延ばしの暴挙に出て参ったのであります。(拍手)従って、このままいたずらに推移すれば参議院の審議にも大きな支障を生ずる情勢でありますので、日本社会党の反対及び社会クラブの意見もありました

が、昨二十六日未明、与党委員の質疑打ち切りの動議を取り上げ、採決に付し、これが可決を見たのであります。しかし、この動議に反対の社会党委員の、例による集団の妨害を受け、委員長は、けがをいたしました。また、委員長の発言は徹底せず、速記録は完璧を欠いているかとも思われます。この点を取り上げ、社会党は、逆に、委員長に責任ありとして解任案の提出をなしたることは、盗人たけだけしいとはとういことだろうと思ふのであります。(拍手)しかも、質疑打ち切りの動議を提出したのは与党委員でありまし

て、委員長としては、国会法に基づき、委員提出の動議を議題にしたにすぎず、委員長の独断専行ではないのであります。すなわち、小澤委員長がこの措置をとりましたことは、まことに合法であり、かつ委員会運営の見地から見ましても、むしろ当然のことでありまして、これを解任の理由といたすことは、私どもの承服できないところでありました。(拍手)しかも、その後、採決の際の妨害、混乱から、速記録の不備を知るや、社会クラブ出席の上に委員会を再開、日本社会党に再三出席方を確め、審議権放棄を慎重に確認した上で、昨日午前六時にベトナム賠償協定に対する野党の討論、採決を終えたのであります。

元来、小澤君は、委員長就任以来、外交は超党派でやるべきであるという信念から、公平無私、誠意をもって委員会運営に当たり、二十四日までは、与党よりはむしろ野党委員の絶賛を博してきたほどであります。さればこそ、わが国が独立回復後アジアに支払ってきた賠償関係の外務委員会における審議の状況を見ますと、昭和二十九年十二月十日のビルマ二億ドルの賠償は、四時間四十分で、わずか一日、三十一年六月三日のフィリピン賠償は、五億五千万ドルで、二十五時間二十五分、九日間、三十三年四月四日のインドネシア二億二千三百八万ドルは、十一時間二十分で、八日間、しこ

うして、このたびのベトナム賠償三千九百万ドルについては、実に三十四時間五十九分、十五日間にわたって審議を続けていたことをもってしても、いかに公正、慎重であったかは、国民各位の御了解を得るところだろうと思ふのであります。(拍手)これ、ひとえに、小澤君の政治見識と国会運営の手腕によるものでありまして、この際、小澤委員長の解任を求めるがごときは、私どものとうてい賛成し得ざるところであります。いわんや、先ほど社会党の弁士の趣旨弁明に見られるような、神聖なる議長から五度も六度も注意され、国会慣行を軽視する態度に表徴される日本社会党提出の解任決議案に対しては、絶対に反対を表明いたすものであります。(拍手)

副議長(正木清君) 大原亨君。

〔大原亨君登壇〕

○大原亨君 私は、ただいま日本社会党を代表して小林進君より提出された外務常任委員長小澤佐重喜君の解任決議案に対しまして、社会党を代表して賛成の意見を表明するものでござります。(拍手)

われわれが小澤佐重喜君の解任に賛成する理由の一つは、今日、ベトナム賠償という、わが国民とアジアの人々が異常なる関心を持って注目している条約の批准にあたつて、常任委員長という国会の公器を乱用して、自民党の党略のかいらいとなり、目に余る非民

主的運営を強行したという点についてでございます。(拍手)解任賛成のもう一つの大きな理由は、かかる非民主的運営の中から生まれたベトナム賠償に対する底知れない疑惑の数々について、これを国民の間に明らかにせず、国会審議権の権威を冒瀆した当面の最大の責任者が小澤佐重喜君であるということでございます。(拍手)

以下、簡潔に、その氷山の一角でございませうけれども、小澤委員長が委員長として適格性を欠如していること、並びに、その罪状の一端をあげて、諸君の御賛同を願うものでござります。(拍手)

まず第一に、具体的な事実をあげるならば、去る常任委員会で、わが党の田中稔男委員が、賠償の基礎となるべき、戦争による損害の資料提出を、正式に要求いたしました際、委員長は、後刻取り上げると善処を約束しながら、全くこの言明を無視いたしておるのであります。さらにまた、一昨十一月二十五日夜、岡田委員の質問中、菊池義郎君が、国会議員の審議権を抹殺するような暴力的発言をなした際、善処を約束しながら、何らの処置もしていない。また、わが党の不信任案提出を無視し、継続中の理事会に諮ることもなく、無謀なる審議打ち切りを独裁的に宣言するなど、その態度は、まことにいんぎんのごとくなれども、

無礼きわまる暴挙の連続といわなければなりません。(拍手)すなわち、小林進君より詳細に指摘された通り、昨二十六日午前零時過ぎ、理事会の休憩中、小澤委員長が独断で委員会を開き、委員長不信任動議を社会党が提出して、たのにもかわらず、資格のない小澤委員長が質疑打ち切りを宣した後、苦家理事の手で、わが社会党の不信任動議を取り上げたのである。わが党の不信任動議を取り上げないで、質疑打ち切り動議を可決しておきながら、また逆転して、菅家君が委員長代理として不信任動議をやり直し、その後また質疑打ち切りを宣言している。わが党提出の不信任動議の説明を求めず、一方的に強行し、討論、採決を行なった。かくのごときことは、新憲法下、前古未曾有の醜態であり、暴挙であり、岸自民党内閣の権力主義の表徴であるといわなければならぬと思つてあります。(拍手)

おおよそ、民主主義の政治、議会政治においては、多数決による民主主義の原則を基礎といたしておることは、言を待たないところでございます。言を待たないところでございますけれども、その裏づけとなる少数意見の尊重、対立討論を通じて、真実を明らかにすることが不可欠であると考えるのでございます。(拍手)この国民と真実に奉仕するといふ大原則をじゅうりんするならば、多数横暴、金権独裁の政治にはかならないのであります。(拍手)

ベトナム賠償が、条約の当事者能力の点において、賠償金額の根拠において、賠償の対象となる時期において、あるいは賠償金の使途において、または特別二重払いの問題など、数々の点において汚臭ふんぶんと、その真実が解明されてはいない。いやしくも、国会の建設的審議とは、事実とは何か、真実とは何かという、国会審議を進めることによつて道理が通り、国民が納得するような結論が得られるようなものでなくてはならぬと考えるのであります。

ベトナム賠償のごとき国会審議は、昨日朝の川島談話のごとき、平行線のままであるということは許されぬ。審議を通じて真実が明らかにされなければならぬ。にもかかわらず、社会党の質問が重なるほど、賠償をめぐる深い疑惑は払うことができないばかりか、ますます疑いが増大をいたしているのではありません。(拍手)国民は真実を知る権利がある。二百億の血税の使途が国民の幸福とアジアの平和に役立つように心から願つており、これは国民の当然の権利といわなければなりません。この主権在民の民主政治を實踐するのが議会であらねばならない。

今日、このような国会の混乱と、賠償をめぐる疑惑と混乱は、小澤委員長に負うべき責任であつて、小澤君は常任委員長として全く落第であること、この混乱の事態が実証したとして

と思つてでございます。議事運営が上手であるといふことは、手練手管で真実の叫びを手きわよく抹殺することでは断じてありません。(拍手)自民党内随一の議事さばき上手をもつて任ずる小澤君が、このことを通じて国民の目をかすめたのであるならば、われわれ議会に席を持つ者として、憲政史上に一大汚点を残すことのような常任委員長に協力することは断じてできないのでございます。(拍手)

特に、まだ明らかにされていないベトナムの賠償の疑惑の第一といたしまして、国民の血税を賠償として二重払いをしており、賠償の二重払いを合法化するため、明らかに、開戦の時期、賠償の対象となるべき期間について、国民をごまかさうとしたしておる点であります。(拍手)一昨夜の岡田委員の最後の追及に対して、岸総理、藤山外相は、最後に答えることができなかったではないか。(拍手)岸総理が、A級戦犯としてさばきを受け、日本政府が了承し、サンフランシスコ条約でも引き継いでいる極東裁判の判決文第四章は、日本に対するフランスの開戦は一九四一年十二月八日としており、あるいは、仮調印までした問題の沈船引揚協定も同様である。しかるに、アメリカの手によつてフランスに持ち出された金塊三十三トン、百五十六億円と、今次二百億円の賠償が、二重支払いであることは明々白々であつて、この事実

をごまかすために、開戦期日を一九四四年八月二十五日とし、戦争を一年間としたものであることは、まぎれもない事実であるのであります。(拍手)この政府答弁は、審議の平行線では断じてなく、インチキと真実との対立であるのであります。(拍手)この疑惑を明らかにするのが常任委員長の責任であるのに、進んで常任委員長は政府に資材と責任ある答弁を要求しない。これでは、もはや、権威ある国民の代表、わが国会の外務常任委員長たるの資格はないと断ずるものでございます。(拍手)

また、サンフランシスコ条約締結国のバオダイ政権が唯一の賠償国であるといつて、何とかのいつ覚えのように入り返している政府の答弁に対し、わが社会党が、バオダイは不完全なる主権国である、たとえば、フランス連合の承認、バオダイの副署によつて発効するような、不完全な条約締結の当事者能力しかないからいらい政権に対し、何で賠償を支払うのかという疑惑には、全然答へられていないのであります。賠償は、被害を受けた人民に対して、人道の立場より行なわれるものではないか。フランス人や外国のいらい政権に支払うものではないではありません。

このような疑惑を残したまま、審議打ち切りを自民党の意のままに強行するような常任委員長は、断じて信任はできないのでございます。(拍手)

さらにまた、国民の血税であるベトナム賠償が、ジュネーブ協定に違反して、十五カ所の軍事基地を初めとするジェット基地、ミサイル基地、海軍潜水艦基地や、全地域の軍用道路の中心地に作るダム・ダムや、兵器修理工場、火薬も作る尿素工場に使うために支払われる。しかも、国会の審議で国民の承認を得ないうちに、ひもつきの財界独占資本の代表植村甲午郎氏なる者と話をきめて、これをそのあとで国会にのめという、こりいりむちゃなことが許されるであらうか。(拍手)この疑惑を解明できないで、どうして二百億円の金を出す国民を納得させられるか。平和と繁栄を願うアジアの人々に顔向けがどうしてできるであらうか。このことをはおかふりして、独裁的審議打ち切りと採決を強行した小澤君のもとで国会の権威を守ることは、断じてできないと考えるのでございます。

南ベトナムには今一千百万人、北ベトナムには一千三百五十万人、被害は北の地域である。藤山外相も、今の政権は南地域だけに主権が及んでいないと云つてゐる。不完全きわまる政府資料を見ても、ほとんどが北の損害であつて、南ベトナムは第三羽に二百億円で、この不当なる賠償を、災害や生活難に苦しむ国民に納得させようといふのが、はたして政治といふものに値するであらうか。(拍手)われわれは、賠償を支払うと言つてはな

い。ジュネーブ協定、バンドン會議の決議に沿って、南北統一ベトナムに対して、まとめて話をしようといいたしてゐるのであります。これが國民の利益であり、バンドン精神といわれるアジア連帯、共存の精神ではないか。賠償を払うべき相手に納得できるものを支払うべきであつて、払うべからざるどころに払おうとする岸内閣のやり方に對しては、國民は断じて承服いたさないであります。

最後に、われわれは、ベトナム賠償には承服できないという私どもの確信を、九千万國民とともにここに宣言をして、疑惑にふたをする役目をするような常任委員長は一日も一刻も早くその職を去って責任をとることを要求いたします。心ある諸君の満場一致の御賛同を得て國會の權威を守ることが訴え、私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(正木清君) 堤ツルヨ君。
〔堤ツルヨ君登壇〕
○堤ツルヨ君 私は、社会クラブを代表いたしました。日本社会党より御提案になりましたところの、小澤重喜外務常任委員長の解任決議案に賛成をいたすものでございます。(拍手)

さて、私は賛成をいたすのでございませうけれども、趣旨弁明に立たれました小林進議員より、公の場で、事を曲げた、あれだけの暴言がありました以上、これに屈服することはできません。(拍手)私は、そこにいらつしやい

ます小林議員に静かに申し上げます。ゆゑあつて私たちが日本社会党とたもとを分かつたといへ、古い同志として十年以上の国会生活をともにしてきたあなたが、趣旨弁明の中で、私の名前を特にあけて、二十六日を、私たちの自民党の委員長の考えによつて提案せしめられたと誹謗したのでございませう。私は、私個人の名前をあげておられますけれども、いやしくも私たちの会派を代表して理事を勤めてきたのでございまして、私個人の問題でなしに、会派全体の方々に對して、はつきりとしなければならぬのでございませう。

御存じの通り、私は、一昨日の朝五時に宿舎に歸りました。昨日は朝八時に寝ました。二時間しか寝ておられないでベトナム賠償協定の審議をして参りましたが、何がゆゑにこれほどまでに苦勞をしなければならなかつたかといへば、審議続行の建前をとらなければならぬ疑念の多いベトナム協定でございませうがゆゑに、社会党とともに熱心に審議をしてきたのでございませう。そして、御存じの通り、幾たびか自民党と社会党が決裂の危機に瀕しましたけれども、私たちの妥協案によつて、現に二十五日のプログラムも無事になし終えたといふことは、衆目の認めるところでございませう。(拍手)私たちは、日本社会党の方々とともに、ベトナム賠償協定に對しまして、真に手を握つ

て、まじめな審議をして参りました。しかも、ゆゑは、日本社会党の方々は一時ごろに引き揚げられましたけれども、私たちは、七時間、何がためにがんばらなければならなかつたか。多数の横暴をあえてする自由民主党に反省を求めるところの交渉がいかになされたかは、皆さんが御存じでございまして、事もあろうに、けさの新聞に、党をあげて保守のかいらい政党などと云われる日本社会党の立場とともに、小林議員の言葉は、許しがたいものでございませう。(拍手)お互いに、政党が違ひますれば政治信条も異にいたしますがゆゑに、あるいは政策において、戦術において異なるりますときに、公の立場から批判をこうむることにあえて異議を唱えるものではございませうけれども、真実を曲げて、お互いに政治生命を持つ者が、舌の暴力をもってそのような言葉を発言なさることは、不謹慎もはなはだしいといわなければなりません。(拍手、発言する者多し)

私は、何がゆゑに日本社会党、社会クラブが保守党と結託しなければならぬ理由があるのか、同志として今日までやつて参りました過去の経験の上に立つて、歴史の上に立つて、一番よく知るあなたが、そのような言動をなさることは、あなたの将来のために悲しむものであります。(拍手)私は、こうした、事実を曲げた、誤れる揣摩測度を発言されました以上、どうか責任を

持つて取り消されんことを要求するものであります。(拍手)
さて、私は本論に入りますが、小澤外務委員長解任決議案に對しまして、今の趣旨弁明とは違つた角度から、独自の立場において解任決議案に賛成をいたすものでございませう。
そこで、私は、本三十三国会における外務委員会におきまして、委員長の委員会におけるところの運営、態度などを、つぶさに拝見して参りました。おおむね勤務評定は可でございませう。優良可の可でございませう。私は公平であつたと思つてございませう。従つて、私たち会派におきましては、ここ数日来、日本社会党が小澤委員長の不信任案が解任決議案を出される状態になるかもしれない、しかし、そのときには、公平な立場に立つて、この際は、この不信任案や解任決議案に賛成すべきではないとの結論を出しまして、国会対策でもこれを決定いたしておたのでございませう。しかるに、小澤委員長は、きのうから今晩にかけまして、自由民主党が、いわゆるベトナム協定に關しまして、議案がまだ審議のさなかにもかかわらず、突如として一方的に質疑を打ち切り、これが強行採決の暴挙に出て参りますや、自由民主党に反省を求めて、これを撤回させるのが任務であるにもかかわらず、むしろ先頭に立つてこれにくみするかの

のごとき行動を、自由民主党とともになさいます、残念ながら、汚れた、ゆゆしき一ページを国会史上に加えられました。
過去幾たびか多数の横暴が非難され、國會の正常化が兩院の間でしばしば論ぜられて参りました。警職法における本院正副議長のとうとい犠牲も、その一つであつたのでございませう。お互いに、話し合いの広場の中で、國民に信頼される國會運営と、あくまでもまじめな法案の審議をすることこそ、われわれ選民に課せられた最上の義務でなければなりません。にもかかわらず、今回のベトナム賠償協定は、その額において、その方式において、幾多の問題点と疑惑があり、國民はこぞつて不当性を論難いたしておる。政府の答弁はまさにとりもどろでございまして、尽くすべき審議はまだ尽くされておらないのでございまして、さればこそ、われわれ野党は、こぞつて審議の続行を主張いたし、國民の納得のいくまで審議すべきだとの建前をとつておるにもかかわらず、これに目をつぶり、白を黒という政府与党にくみされたといいことは、まことに残念でございまして、九俣の功を一簣に欠くものといわなければなりません。(拍手)

私は、かかる意味におきまして、本提案に賛成をいたし、解任を要求いたすものでございませう。(拍手)

○副議長(正木清君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(正木清君) 採決いたしました。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(正木清君) 起立少数。よつて、外務委員長小澤佐重喜君解任決議案は否決されました。(拍手)

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件、日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件、日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

昭和三十四年十月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、ヴィエトナム共和国との間の賠償問題を解決するため、昭和三十四年五月十三日にサイゴンで、日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定に署名調印した。よつて、この協定を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定

日本国及びヴィエトナム共和国

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の規定の趣旨に従つて行動することを希望して、この賠償協定を締結することに決定し、よつて、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国

外務大臣 藤山愛一郎

ヴィエトナム共和国駐在

特命全権大使

久保田貫一郎

外務省顧問 植村甲午郎

ヴィエトナム共和国

外務大臣 ヴ・ヴァン・マオ

日本国駐在

特命全権大使

ブイ・ヴァン・ティン

外務省

総務局長

フアム・ダン・ラム

これらの全権委員は、互に全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1 日本国は、現在において百四十億四千万円(一四、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三千九百万アメリカ合衆国ドル(三九、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から五年の期間内に、以下に定める方法により、賠償としてヴィエトナム共和国に供与するものとす。

2 前項に定める生産物及び役務の供与は、最初の三年の期間において、現在において三十六億円(三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される一千万アメリカ合衆国ドル(一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の年平均額により、次の二年の期間において、現在において十六億二千萬元(一、六二〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される四百五十万アメリカ合衆国ドル(四、五〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の年平均額により行ふものとする。

第二条

1 賠償として供与される生産物及び役務は、ヴィエトナム共和国政府が要請し、かつ、両政府が合意するものでなければならぬ。これらの生産物及び役務は、この協定の附属書に掲げる計画の中から選択される計画に必要な項目からなるものとする。

2 賠償として供与される生産物は、資本財とする。ただし、ヴィエトナム共和国政府の要請があつたときは、両政府間の合意により、資本財以外の生産物を日本国から供与することができる。

3 この協定に基づく賠償は、日本国とヴィエトナム共和国との間の通常の貿易が阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施しなければならない。

第三条

両政府は、各年度に日本国が供与する生産物及び役務を定める年度実

施計画(以下「実施計画」という。)を協議により決定するものとする。

第四条

1 第六条一の使節団は、各年度の実施計画に従つて生産物及び役務の供与が行われるため、ヴィエトナム共和国政府に代つて、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 すべてのそのような契約(その変更を含む)は、(a)この協定の規定、(b)両政府がこの協定の実施のため行ふ取極の規定及び(c)当該時に適用される実施計画に合致するものでなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであることを日本国政府により認証されなければならない。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「賠償契約」という。

3 すべての賠償契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が、一方の契約当事者の要請により、両政府間で行われることがあつたときは、両政府間の合意により、解決のため付託される旨の規定を含むなければならない。両政府は、正当になされたすべての仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるとする。ため必要な措置を執るものとする。

4 1の規定にかかわらず、賠償としての生産物及び役務の供与は、賠償契約なしで行うことができ。ただし、各場合について両政

府間の合意によらなければならない。

第五条

- 1 日本国政府は、第一条の規定に基く賠償義務の履行のため、賠償契約により第六条1の使節団が負う債務並びに前条4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第九条の規定に基いて定められる手続によつて、行ふものとする。その支払は、日本国で行ふものとする。
- 2 日本国は、前項の規定に基く円による支払を行ふことにより及びその支払を行つた時に、その支払に係る生産物及び役務をヴィエトナム共和国に供与したものとみなされ、第一条の規定に従ひ、その円による支払金額に等しいアメリカ合衆国ドルの額まで賠償義務を履行したものとす。

第六条

- 1 日本国は、ヴィエトナム共和国政府の使節団(以下「使節団」という。)が、この協定の実施(賠償契約の締結及び実施を含む。)を任務とする同政府の唯一かつ専管の機関として日本国内に設置されることに同意する。
- 2 使節団の日本国における事務所は、東京に設置されるものとする。この事務所は、もつぱら使節団の任務の遂行のためにのみ使用されるものとする。
- 3 使節団の日本国における事務所の構内及び記録は、不可侵とする。使節団は、暗号を使用することが出来る。使節団に属し、か

つ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節団の任務の遂行から生ずることがある使節団の所得は、日本国における課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課税金を免除される。

4 ヴィエトナム共和国の国民である使節団の長及びその上級職員二人は、国際法及び国際慣習に基いて一般的に認められる外交上の特権及び免除を手えられる。

5 ヴィエトナム共和国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課税金を免除される。

6 賠償契約から若しくはこれに關連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、日本国の管轄裁判所に提起することが出来る。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、4に定める使節団の長及び上級職員は、訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状を

の他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、3及び4に定めるところにより不可侵及び免除を手えられてはいるが、前記の場合において管轄裁判所が行つた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。

7 最終の裁判の執行に當り、使節団に属し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される土地及び建物並びにその中にある動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第七条

1 両政府は、この協定の円滑なかつ効果的な実施のため必要な措置を執るものとする。

2 ヴィエトナム共和国は、日本国が第一条に定める生産物及び役務を供与することができるようにするため、利用することが出来る現地の勞務、資材及び設備を提供するものとする。

3 この協定に基く生産物又は役務の供与に關連してヴィエトナムにおいて必要とされる日本国民は、ヴィエトナムにおける所要の滞在期間中、その作業の遂行のため必要な便宜を手えられるものとする。

4 日本国の国民及び法人は、この協定に基く生産物又は役務の供与から生ずる所得に關し、ヴィエトナムにおける課税を免除される。

5 ヴィエトナム共和国は、この協定に基いて供与された日本国の生

産物が、ヴィエトナム共和国の領域から再輸出されないようにすることを約束する。

第八条

この協定の実施に關する事項について勧告を行ふ権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

第九条

この協定の実施に關する手続その他の細目は、両政府間で協議により決定するものとする。

第十条

この協定の解釈及び実施に關する両政府間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

両政府がこうして解決することができなかつたときは、その紛争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員の合意により定める第三の仲裁委員の三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、いずれか一方の国の国民であつてはならない。各政府は、いずれか一方の政府が他方の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各一人の仲裁委員を任命しなければならぬ。第三の仲裁委員については、その期間の後の三十日の期間内に合意されなければならぬ。一方の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について当該期間内に合意されなかつたときは、いずれ

か一方の政府は、それぞれ当該仲裁委員又は第三の仲裁委員を任命することを国際司法裁判所長に要請することができる。両政府は、この条の規定に基いて与えられた決定に服することを約束する。

第十一条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、東京でできる限りすみやかに行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十九年五月十三日にサイゴンで、日本語、ヴィエトナム語及びフランス語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、フランス語の本書による。

日本国のために

藤山愛一郎

久保田貫一郎

植村甲午郎

ヴィエトナム共和国のために

ヴ・ヴァン・マオ

ブイ・ヴァン・ティン

ファム・ダン・ラム

附屬書

1 水力発電所の建設

2 機械工業センターの設備

3 両政府間で合意されるその他の生産物及び役務の供与

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件

右

昭和三十四年十月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、ヴィエトナム共和国との間の経済協力関係を一層緊密にするため、昭和三十四年五月十三日にサイゴンで、日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定に署名した。よつて、この協定を批准することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定
日本国政府及びヴィエトナム共和国政府は、

両国間の経済協力関係を一層緊密にすることを希望し、よつて、ヴィエトナム共和国の産業開発計画の実

現に寄与するため、日本国による借款の供与を目的とする協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、現在において二十七億円（二、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される七百五十万アメリカ合衆国ドル（七、五〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額までの貸付を、この協定の規定に従い、この協定の効力発生の日から三年の期間内に、ヴィエトナム共和国に対して行うものとする。

2 前項の貸付は、この協定の規定に従い、両政府が合意する計画の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務のヴィエトナム共和国による調達に充てられるものとする。

第二条
両政府は、前条の貸付の各年度の限度額を毎年協議により決定するものとする。

第三条

1 ヴィエトナム共和国政府又はその所有し、若しくは支配する法人で第一条2の規定に従って決定される計画の実施に当るものはその計画の実施に必要な生産物及び役務を調達するために必要な資金を、第一条1の総額及び前条の規定に従って決定される毎年度の限度額の範囲内で貸付を受けるため、日本輸出入銀行と契約を締結するものとする。

2 日本国政府は、日本輸出入銀行が前項の規定に従って締結される契約に基づいて貸付を行うために必要とする資金を確保することができるとき、必要な措置を執るものとする。

3 ヴィエトナム共和国政府は、1の規定に従って締結される契約に基づいて行われる元本の償還及び利息の支払が日本国の関係法令の規定に従って円貨で行われるように、必要な措置を執るものとする。この円貨は、ヴィエトナム共和国政府又はその所有し、若しくは支配する法人がアメリカ合衆国ドルを日本国における外国為替公認銀行に売却して取得されるものとする。

4 ヴィエトナム共和国政府は、同政府が所有し、又は支配する法人が1の規定に従って締結される契約に基づいて行い元本の償還及び利息の支払を保証するものとする。

第四条

両政府は、ヴィエトナム共和国政府又はその所有し、若しくは支配する法人が第一条2の規定に従って決定される計画を実施するために調達する生産物及び役務の各年度の調達計画を毎年協議により作成するものとする。

第五条

この協定の解釈及び実施に関する両政府間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。両政府がこうして解決することができなかつたときは、その紛争は、両政府間で行われることがある取極に従って解決のため仲裁に付託されるものとする。

第六条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日又は千九百五十九年五月十三日にサイゴンで署名された日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の批准書の交換の日のいずれかおそい日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

千九百五十九年五月十三日にサイゴンで、日本語、ヴィエトナム語及びフランス語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、フランス語の本書による。

日本国政府のために

藤山愛一郎

久保田貫一郎

植村甲午郎

ヴィエトナム共和国政府のために

ヴ・ヴァン・マオ

ブイ・ヴァン・ティン

フアン・ダン・ラム

○副議長（正木清君） 委員長の報告を求めます。外務委員長小澤佐重喜君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小澤佐重喜君登壇〕

○小澤佐重喜君 だいたい議題となっておりまゝ日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件、並びに、日本国と

ヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

ベトナムは、昭和二十六年のサンフランシスコ対日平和条約に署名いたし、翌年六月これに批准を了しましたので、ここに初めてわが国と正式の外交関係が開かれ、同時に、わが国は、ベトナムに対し、同平和条約第十四条に基づき賠償義務を負うこととなつたのであります。

そこで、わが国としては、ベトナムとの賠償問題を解決するため、昭和二十八年、沈船引き揚げに関する中間賠償協定の交渉を行ない、この協定の仮調印まで済ましましたが、先方の都合で正式調印に至らず、今回の賠償の本交渉に入り、植村特使の派遣等もありまして、交渉は妥結に至りました。本年五月十三日、サイゴンにおいて、この賠償協定及び借款協定が署名調印されたのであります。

賠償協定の内容は、三千九百万ドルにひとしい円の価値を有するわが国の生産物及び日本人の役務を五年間にわたり賠償としてベトナム共和国に供与することを規定しておりますが、この協定の構成は、さきに結ばれましたフィリピン及びインドネシアとの賠償協定と大體同様であります。

〔副議長退席、議長着席〕

借款協定の内容は、日本輸出入銀行とベトナム側との契約に基づきまして、必要な日本国の生産物及び日本人の役務を調達するため、七百五十万ドルにひとしい円の額までの貸付が三年間に行なわれることになっております。

この賠償は、借款とともに、ベトナムの経済建設と民生安定に寄与し、これを契機として、両国間の経済、通商、文化等の分野における交流や協力もますます増進することが期待される次第であります。

この二件は、十月三十日、外務委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、岸内閣総理大臣、藤山外務大臣、植竹郵政大臣並びに政府委員に対し質疑を行ない、また、参事人として学識経験者を招致し、その意見を聴取する等、会議を開くこと十数回にわたり、慎重なる審議を行ないました。その詳細につきましては会議録により御了承を願いたいのであります。

かくて、昨二十六日に至り、自由民主党側より質疑終局の動議が提出され、これが多数をもって可決されました。続いて討論を行ない、社会クラブを代表して堤ツルヨ君から反対の意向が表明され、また、自由民主党を代表して床次徳二君から賛成の意向が表明され、採決の結果、本二件はいずれも多

数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤肇五郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。帆足計君。

〔帆足計君登壇〕

○帆足計君 私は、ここに、日本社会党を代表いたしまして、ベトナム賠償問題につき、外務委員会において尽くし得ざりしところを、岸総理並びに藤山外務大臣に対し質問をなさんとするものであります。

今日、ベトナム賠償問題は、深刻な国民疑惑のうちに朝野の視聴を集め、その真相の究明こそは、本院に課せられた神聖なる義務となつておるのでございます。外務委員会における本問題審議の経過につきましては、すでに小林委員より詳細に御報告申し上げたところであります。われらの質問に対する政府の答弁は、常に一貫性を欠き、何ら本問題に関する疑惑を解き、国民を納得せしむるの論拠を示し得なかつたことは、まことに遺憾にたえないところでございます。(拍手)

申すまでもなく、国会は、国民の意思を代表して政治の是非をたす場所でございます。国民の前に問題の是非曲直が明らかでありませんような場合には、あくまでこれを追及し、政治を正しくすることが、国会議員の務めであると思つてござります。従いまして、また、野党の質問に対しましては、政府は、常に誠意と確信があるならば、十分な資料を提供いたしまして、その所信を明らかにすることが、当然の責務だと思つてござります。(拍手)しかるに、今次外務委員会の審議の実情を見ますと、わが党の鋭い質問と世論の反響に色を失つた政府並びに与党の幹部は、ひそかに議論をめぐらして、小澤委員長をして、質問戦の半ば、審議はまだ終わらざるに、一方的に審議の終了、討論終結を宣告し、いわゆる多数の横車をもちまして正当なる議員の発言を封するに至つたのでござります。諸君、今や、言論の府たる国会がわれらの口を封せんとする憤激にたえざる思いは、良識ある与党議員各位においても御理解下さることであらうと思つてござります。(拍手)

そもそも、ベトナム賠償二百億円は、同時に国民の血税でござります。二百億円は、とりとて国民の血と汗とをもつてなされるものでござります。もとより、われわれは、日本国民として、賠償の責務からやみくもにのがれようとするものでないことは、言うまでもありません。しかし、賠償には賠償の道があり、それは公正なる論理と公正なる手続に従つて行なわれなければならないと思つております。

正しい賠償の道筋とは何でありましょうか。すなわち、賠償の第一義は、過去における日本の侵略戦争の贖罪として、戦争の惨禍と被害を身をもつて受けた相手国人民の物心両面の償いをなし、旧怨、古い恨みを解消いたしまして、将来の友好のいしづえを築くことにあると思つてござります。

第二には、賠償交渉はだれを相手とし、だれに支払うかというならば、事理をわめて明白でござります。すなわち、それが究極の対象たる相手国人民の手に渡り、その福祉に貢献するため、その国土と人民の総意を完全に代表する主権国家に対してのみ支払われるべきものと思つてござります。

第三には、同時に、その賠償額の算定は、被害状況と支払い能力との双方の公正なる算定の基礎の上に立ち、いやくも業界一部の利害や雑音等が介入してならぬことは、もちろんのことでございます。(拍手)

第四には、賠償の誠実なる履行により、相手国の人民に喜ばれるばかりでなく、アジアの平和に寄与し、隣邦諸国との緊張の緩和、アジア諸国民との将来の友好と信頼の増進に寄与すべき方向を心がけることが最も肝要と思つてござります。(拍手)

以上の四点につきましては、わが党のよつて立つべき賠償の哲学ともいふべきもの、その基準ともいふべきもので

ありまして、良識ある与党議員各位におかれましては、おおむねこの原理には御賛同下さることと存じますが、これに対する外務委員会における政府の答弁はきわめて不十分でありましたので、岸総理並びに外務大臣に御所見のほどを承つておきたいのでござります。

まず、第一並びに第二の基準に照らしまして、外務委員会において政府の説明で納得いかざることを御指摘いたしますと、何よりもまず、日本政府が賠償支払いの相手方として選んでおるところの南ベトナムの政權は、形の方でこそ日本政府が承認している国でありましようけれども、その実体において、責任を持ち得る領域は十七度線以南に限られておりますことは、周知の通りでござります。賠償の本義が、被害を受けた相手国人民に対する誠実なる償いにありたいとしますならば、南ベトナム政權を相手として賠償を払いましたところで、北ベトナム千三百万の人民に及ぶものでないことはもちろんのこと、従いまして、これをしも全ベトナム人民の賠償と解することとは、牽強附会であり、片手落ちの形式論でありまして、それは、いわゆる、古語にいう、形をもてあそんで実を忘れたもの、といわざるを得ないのでござります。(拍手)世評によりますれば、岸内閣は官僚内閣であり、そのないけれども実もないといわれてお

ります。(拍手)誠がない、真心がないとも評されております。これはおおむね當を得た批評でありますことは、これまで、良識ある与党議員多数の方々、の心ひそかに御同感下さるところであろうと思つてございませう。(拍手)

そもそも、今日の外交、特にアジアの外交は、官僚的形式主義に墮してはならぬことはもとよりのこと、民族の風格の躍動する誠実と真心の上に立つたところの外交でなくてはならないと思ひます。賠償は、戦争の償いであるとともに、日本国民の真心の表現でありたいと思つてございませう。(拍手)

従ひまして、賠償の支払いは、その賠償がベトナム全国土、全人民に浸透し、ベトナムの全国民から喜ばれるように、すなわち、アジアの将来に平和と友好の種をまくという形において考慮されるべきものであると思つてございませう。(拍手)

第三に、賠償額算定の基準につきましても、賠償額を感じておられますこと、さらに、交渉の過程におきまして、業界の利害とからみ汚職のにおいさへいたしますことも、すでに同僚各議員諸兄から指摘されておる通りでございますが、特にダム発電所の建設費予算額と今次の賠償額とが期せずして完全に一致いたしておりますことが、はたして政府の弁明するがごとく、偶然の一致と言ひ切れませうかどうかが、この数字の奇跡につきましても、国民に納得いく資料と、交渉の経過の説明を、私どもはただいまの委員長の報告を聞くにつけても、藤山外務大臣にお尋ねいたしたいのでございませう。(拍手)

第四に、南ベトナム政権の実際の支

配の範囲が十七度線以北に及ばないこと、のほかに、バオダイ王以来、南ベトナム政権自体の性格そのものにも幾多の疑点のありますことは、すでに岡田春夫議員によつて完膚なきまでに痛撃されたことは、諸兄の御承知の通りでございます。サンフランシスコ會議に代表を送りましたバオダイ王は、ナイトクラブの王様と俗稱呼され、フランスのお雇いの遊び人で、戦時中はわが軍閥のかいらいであり、戦後はフランスのかいらい政權になりました。これは世界周知のことでございます。さらに、ゴ・ディンジュム政權に至つては、フランスのかいらいからアメリカのかいらいに移りました事情も、諸兄の御承知の通りでございます。尋ねたいことは、イギリスの著名なる作家グレアム・グリーン氏の「おとなしいアメリカ人」という小説をお読みになったかどうかということでございます。これは、最近映画にもなりました。日本に参つておられますが、これをあらにすれば、ベトナムにおけるアメリカの策謀とかいらい政權の内幕が、手にとるごとく、たなごころをさがすごとく描かれておるのでございませう。(拍手)

この著名なる書物は、ノーベル賞の候補になつておるといわれておるくらいでございます。藤山外務大臣は、外務委員会におきまして、しばしばアジア善隣外交のこ

とを口にいたしました。しかしながら、そもそも、アジア善隣外交とは何を意味するものでございませうか。アジア善隣外交とは、隣邦中国との国交すら回復し得ず、インド、インドネシア、アラブ連合等、アジアにみまざる民族独立の叫びも、米ソ両勢力に対するアジア諸国の中立政策の現実性をも理解することもなく、ただ、ひたすらに、アメリカのかいらい政權たるフィリピン、南ベトナム、台湾、李承晩の徒輩と運命をともにすることでありましょいか、藤山外務大臣の御所見をこの際伺つておきたいと思ふゆゑでございます。

二百億圓という巨額の賠償を払うべからざる相手に支払ふことの結果は、北ベトナム民主共和国政府からも嚴重なる抗議が参つておられますことは、大臣も御承知の通りでございます。このような北ベトナムの要求に対して、藤山外務大臣は、形式的法理論はしばらくおき、實際問題として、いかなる現実的見通しと實際的対策を持つておられるか、これも、ただいまの外務委員長の報告をもつては納得し得ざるところでございますので、それに関連してお伺ひいたしたいと思ふのでございませう。(拍手)

さらに、藤山外務大臣は、さきに田中議員の指摘されましたように、かのバンドンにおけるアジア・アラブ諸國會議に出席せられまして、高橋國務大

臣と行をとにせられたと何つておりますが、しっかりとするならば、今次賠償の南ベトナム政權への一方的支払い、南北対立の激化を増し、統一への正しい動向に水をさすものとして、ジュネーブ平和會議の趣旨にもとるものと考えられるのでありますが、外務大臣はこれをどのようにお考えになつておられるかということも、われわれ伺いたしたいのでございませう。

さらに、南ベトナムとの間の賠償が批准されるに至りますと、よりやく糸口についたばかりの日本と北ベトナムとの友好、貿易關係は再び冷却することを憂慮いたす次第であります。藤山外務大臣は、南ベトナムへの賠償が北ベトナムとの友好と貿易を阻害するといふ現実に対して、どのような見通しと対策をお持ちでございませうか。これも外務委員会において伺ふことのできなかつた点でございます。

以上述べましたところによりまして、南ベトナムへの二百億圓の賠償がいかに不合理なものでありますかは、いよいよ明らかであらうと存する次第でございます。

今日、外交のことを論ずるにあたりまして、私どもの心にありますことは、ただ一つ、要は、アジアの平和と日本国民、日本民族の利害の見地でございます。ベトナム賠償を取りやめて、今日、日本国民にとつて何の不利益がもたらされることがあるであり

ましようか。たとい、サンフランシスコ条約締結の際に、政府のいわゆる二重国籍の代表者が出席したにせよ、今日、南北ベトナムの苛烈なる対立をまのあたりに見て、ジュネーブ會議の平和の精神を尊重し、ベトナム国民待望のその統一の日まで賠償問題を見送ったところで、だれが反対する者がありましようか。政府は国際信用を失うなど申しておりますけれども、それは、せいぜい、アメリカのごきげんを損ずるぐらいのことが関の山であらうと思つてございませう。(拍手)このように、公正にして聡明な態度をとることこそ、少なくともアジアにおいては、隣邦中国を初め、インド、インドネシア、アラブ連合諸国等の理解と信頼とを勝ち得るゆえんであるとも思ふのでございませう。このようなことに、これまできまつて差し出口をいたしておりましたのは、かつてはダレス長官でありました。しかし、今や、その人も天国に去られて、すでに幽明境を異にしておるのでございませう。今や、二百億賠償を、今日の政府案のごとき、不用意、軽率にして不明朗なるいきさつのもとに南北ベトナム政権に支払うといはしましたならば、南北ベトナムの対立を激化し、貿易に障害を及ぼし、ジュネーブ平和協定の精神を犯し、バンドン精神に違反し、日本国民の利益、その福利民福に反することお

びただしきものであることを、われわれは憂慮するものでございませう。(拍手)以上、今次賠償問題を世論を押し切つて敢行なさる場合と取りやめた場合との利害得失を論じた次第でありませうけれども、この日本民族の立場からするところの利害得失につきましても、藤山外務大臣の御所見を、逐条的に、具体的にお伺いしたいと、かねて思つておりましたが、外務委員会において、その機会すらなく、外務委員長の報告にありますが、突如として質疑が打ち切られましたので、これらの点も、手野党を問わず、本会議におきまして御説明のほどを、お願いいたしますのでございませう。

最後に、結論として申し上げたことは、今日、世界の流れの上に立ちまゝして、日本が今どのような歴史的地位にあるかという一つのこととございませう。

周知のごとく、今日は、原子力とミサイルと人工衛星の時代でございませう。この歴史の偉大なる時代は、同時に、平和共存の時代とも、宇宙世紀の時代とも、人類平和の夜明け前ともいわれておるのでございませう。すでに、全世界の軍備全廃案すら、国連加盟八十数カ国の賛成を得まして、審議の日程に上らんとしつつあるのでございませう。かかるときの人類の最高の原理、外交の最高の原理は、平和と理性でありましよう。外交に平和と理性を貫く

ことこそは、今後良識ある保守と革新を通ずる共同の原理になるものとわれらは深く確信し、期待するものでございませう。同時に、われらは、民族の運命、人民の利害は党派の利害より重しと見るものでございませう。

かかる観点から、すなわち、革新の観点から見ても、または良識ある保守の観点から見ても、本案は断じて容認いたした方がたきものでありまして、与党議員各位中の良識の士は、本問題に関する限り、わが党の見解に必ず御共鳴下さると思ひますととも、以上各項目につきましても、岸総理大臣並びに藤山外務大臣より、外務委員会並びに外務委員長報告に關連いたしまして、御答弁のほどを求めんとするものでございませう。(拍手)

「国務大臣岸信介君登壇」

ました点は、すでに委員会において幾たびか政府が所信を明らかにして、お答えをしたこととございませう。ただ、不幸にして、われわれは、南北ベトナム政府を全ベトナムを代表する正統なる政府として、あくまでもこれを交渉の相手としておる、この点に關する見解が違ひだけでありまして、その他の点につきましても、すでに委員会でお答えをしておる通りであります。

川島君の何か発言につきましても御質問でありましたが、私は、その事実を知りませんし、また、その事実につ

いてはきわめて不明確でございませうから、それを前提として、ここで意見を申し上げることは差し控えたいと思ひのであります。(拍手)

「国務大臣藤山愛一郎君登壇」

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいまの御質問は、ほとんど御意見だと存じておりますけれども、御質問の部分には、全部、総理と同じように、私は外務委員会に出て答弁をいたしておりますので、同じ質問を受けておりますので、速記録をどうぞお読みいただきましたと思ひます。ただ、本日、それで触れておりません問題は、カンボジアが今日賠償を要求しておるといふこととございませうけれども、そういうことはございませう。

なお、英国作家グリーン氏の「おとなしいアメリカ人」といふ本を読んでおりませう。

なお、私が委員会におきまして御説明申し上げましたことがおわかりにならないようでございませう。先ほど、高田富之君の御発言がありまして、私が、何か商売をする、金もうけをするために、植村甲午郎君を使つてやみ取引をして、私自身がもうけた、というよりなお話でございませうけれども、そういういふ頭でもって私の答弁をお聞き下さいましたならば、おわかりにならないことは当然のことだと思ひます。(拍手)

○議長(加藤繁五郎君) 伊藤よし子君。

「伊藤よし子君登壇」

○伊藤よし子君 私は、ただいまの小澤委員長御報告につきましても、まだ不明確な点がございますので、その御報告に關連いたしまして、あらためて藤山外務大臣にお伺いしたいと思ひ次第でございませう。(拍手)

私は、この夏、ベトナム在留日本人の帰国者の出迎へのために、赤十字の人たちと北ベトナムへ参り、はからずもハノイに二十日間滞在する機会を得ました。私は、この北ベトナムへ参りましたことによつて非常に強く感じて参りました点は、今日、南北ベトナムの統一ということが、ベトナム国民にとつていかに重大な問題であるかという点でございませう。(拍手)

御存じのように、ジュネーブ協定によつて、現在、北緯十七度線を境にいたしまして、ベトナムは北と南に分かれておるのでございませう。第二次大戦によります非常な民族の悲劇をいたしまして、私は、ドイツ、中国、あるいは朝鮮もろかりでございませうが、同じように血の通つた同胞が、親子、兄弟、妻子が、政治的な情勢によつて、二つに余儀なく引き裂かれておる現状でございませう。この点におきまして、特にベトナムにおきましては、ジュネーブ協定によつて、二カ年後に自由なる統一選挙が行なわれることになっておりまし

たので、南に住んでいる人たちも、この協定に従ひまして——北の政府に従つて参りますときに、妻子・家族を南に置いたまま出て参りましたし、また、北に住んでおりました人も、祖先伝来の……(発言する者あり)祖先伝来の墳墓の地を捨てて南に走つたというようなこともございまして、北ベトナムにおきまして、私どもが大へん世話になりました赤十字の人や、平和委員会の人たちの中にも、北緯十七度線の川を境にいたしまして、その対岸に年老いた老婆を置いて参りましたり、また、妻子を置いたままに、再び二年後には帰れるという予定でございましたのが、御承知のように、今日五十年たちましても、まだこの南北が統一いたしませんで、交通もできず、手紙のやりとりもできませんで、今日に至つてこのわけでございます。南北ベトナムが統一をいたしまして、自由に行き来できるようになるということは、ベトナム民族のはだ身にじかに感ずる悲願であるということを、私は非常に強く感じて参りました。(拍手)

幸い、日本は、あの戦争によつて、沖縄の問題は別にいたしまして、この日本は二つに割れるようなことがございまして、皆様がそういう点について思いやりがあらひにならぬのではないかと思ひます。(拍手)しかし、日本は、戦争によりましてベトナム国民に被害を与え、大へんな迷惑を

かけてきたわけでございます。この償いをするのが賠償の本来の目的であると思ひます。もちろん、先日参考人に出てられましたベトナム人のニエップさんが言われましたように、戦争によつて与えた被害は、単に物質的なもののみによつて償えるものではないと思ひます。南ベトナム賠償ということを考えますときに、私は、ベトナム国民の悲願でございます統一を阻害する結果になりはしないかという点を非常に不安に感じるのでございまして、ただいまの委員長の御報告に關連いたしまして、二、三の点を藤山外務大臣に御質問申し上げたいと思ひます。(拍手)ごく簡単に申し上げますから、しばらく御静聴を願ひます。

第一の点は、藤山外務大臣は、外務委員会におきまして、ベトナムは、北緯十七度線を境に、現在北と南に分かれてこの事態については、これを認めておられます。しかし、法律論として、南ベトナム政府が全ベトナムを代表するものであるから、今回の賠償協定においては、全ベトナムを代表する政府として南に賠償を支払うのだ、と言つておられます。しかも、また、政府の御答弁によりまして、南北ベトナムが近い将来において統一し得る可能性がないとも言つておられます。その点とすれば、今回の賠償を支払うにあたりまして、南北は統一しないという前提に立つてこの賠償交渉をし

ておいでになるということになるわけでございます。その結果は、南の政府に北の分まで支払うということになると思ひます。しかし、実際問題といたしましては、ただいまも申しましたように、北に支払つたことにならぬと思ひます。ございしますが、この点につきましては、実際問題といたしまして、藤山外務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。(拍手)

第二に、政府は、サンフランシスコ条約の第十四条によつて、南ベトナムに対して、国際信義の上からも早く賠償を支払ふなければならない、ということをおつておいでになるのでござい

ます。しかし、例のバンドン会議の決議についてでございますが、このバンドン会議のときには、日本がまだ国連に加盟前でございます。この会議の決議によれば、日本を初め、アジアの諸国の国連加盟を全会一致をもつて採択しておるのでございします。その中には、統一されたベトナムが国連に加盟する資格を持つたということが規定されております。藤山さんは、これに賛成されたはずでございます。ところが、昨年と今年の国連において、日本は南ベトナムの国連加盟の提案国になつておられますが、これはバンドン会議の精神に反してはしないかと思ひます。この点につきましては、藤山外務大臣のお考えを伺いたいと思ひます。(拍手)

第三点は、政府は、南ベトナムは四十九カ国が承認しており、北ベトナムは十二カ国しか承認していない、と言つていらつしやいます。私は北ベトナムで調べたのでございしますが、それによりますと、現在、北ベトナムを認めてゐる国は三十カ国あるとされております。私は、この点につきましては、あまりに違いが多いのでございします。この十二カ国というお調べについての根拠を藤山外務大臣にお尋ねしたいと思ひます。(拍手)

次には、このジュネーブ協定によつて、二カ年後に統一選挙をするということに反対しておりますのは南ベトナム政府でございます。先日の外務委員会で、私の方の勝間田議員の質問に対して、藤山さんは、ジュネーブ協定に日本は調印はしておらないが、その精神は尊重したいということを言つておられます。ジュネーブ協定に違反してゐる南ベトナム政府に今回の賠償を支払うということは、結果においては、日本がジュネーブ協定の精神に反することになると思ひます。これこそは国際信義にも反すると思ひます。この点につきましては、藤山外務大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。(拍手)

最後に、私はベトナムへ参りました。ベトナム人は、私どもと、はだの色も同じでございます。顔形も大へんよく似ております。また、私どもが参りましたときに、先日参考人に出てられました福永さんも言つておられましたが、大へん日本がベトナムに対して戦争以来御迷惑をかけ、被害を与えておるにもかかわらず、私ども日本人に対しては大へん友好親善的な人たちでございまして、日本人の帰国者の取り扱いに対しても、大へんあたたかい、思いやりのある措置をとつてくれたのでございします。私は、日本の国民も、ベトナムの国民も、今日みな平和を心から望んでおると思ひます。

賠償というものは、最初に申し上げましたように、本来、戦争の跡片づけのものでございしますし、戦争の償いのために支払ふものでございします。ところが、日本の今回南ベトナムに支払います賠償は、南ベトナムの軍事建設にも役立つ結果になるではないかといわれたいと思ひます。(拍手)戦争の償いを賠償によつてしまして、また再び戦争を準備するようなことに役立てるようなことになつてはならないと思ひます。でございますが、この点につきましては、藤山外務大臣の御見解を伺いたいと思ひます。(拍手)

また、賠償を支払ふことによりましてベトナム国民との友好關係が進むべき性質のものでございしますのに、現実の問題として、南北に対決しております現在、南ベトナムだけにこの賠償を支払ふことによつて、少なくとも全ベトナムの半分の人口を占めておりま

す北ベトナムの人たちに精神的に非常な打撃を与え、そして、尊い私どもの大切な血税をもって支払う賠償によって、ベトナムの国民の半数の人の恨みを買ふような結果になりはしないかと、思うのでございます。(拍手)日本の国民の間に敵意を増大させると同時に、また、南北ベトナム人相互の間にも敵意と対立を増大させる結果になると思ふのでございますが、政府は南ベトナムを全ベトナムを代表する政府とおきめになっておりますが、これはベトナム国民の内政に干渉することになりはしないかと思ふのでございます。(拍手)

(拍手)日本政府がどちらの政府をお好きになるかという事は別問題でございませう。私も日本は、アジアの一員として、太平洋戦争によりまして、非常にアジアの諸国に迷惑をかけ、ベトナムにもまた大へん迷惑をかけたのでございませうから、そういう日本の国が、ベトナムの国民に対して内政干渉にわたるような、北ベトナムを認めないというより、南だけが全ベトナムの代表であるという事をきめる権利は、毛頭もないと私は思うのでございませう。(拍手)この点につきまして、藤山外務大臣のお答えを伺いたいと思ふのでございませう。

これで私の質疑を終わります。(拍手)

○国務大臣(藤山愛一郎君) 委員会では全部御答弁を申し上げておりますので、ぜひとも速記録をごらんいただきたいと思ひます。

○議長(加藤謙五郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) これより討論に入ります。順次これを許します。勝間田清一君。

(勝間田清一君登壇)

○勝間田清一君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま上程されたベトナムに対する賠償に関する協定等に対して、絶対に反対の態度を表明いたしたいと思ふのであります。

(拍手)しかも、ただいまわが党の議員が質問したのに対して、岸総理大臣並びに藤山外務大臣がきわめて傲慢なる態度であつたことは、きわめて遺憾にたえないところであります。(拍手)

わが党が本協定案に反対する第一の理由は、今政府が支払おうとしておる賠償の相手国が、賠償を受ける資格において重大な欠陥があり、しかも、適切でないということでありませう。何となれば、サンフランシスコ条約に参加したベトナムのパオダイ政府は、全ベトナムを代表せず、フランスの武力にささえられた単なる傀儡政権であつたといつても過言ではないのであります。(拍手)しかも、終戦直後、民族自決によつて全ベトナムにわたる憲法と国会と政府を持ち、フランスもまたこれを承認せざるを得なかつたベトナム民主共和国が成立しておつたことは、否定することのできない事実であります。(拍手)さればこそ、当時、ベトナム民主共和国は、こぞつてパオダイ政権に反対し、サンフランシスコ条約の無効を訴えておるのであります。アメリカの政府でさえ、当初は、フランスのかいらい政権であるという理由で、その参加を拒否し、後に至つてインド

が参加せず、逆にソ連が参加するといふ事態が生ずるやいなや、アメリカの陣営の頭数をふやそうというだけで、これを参加せしめたというものが、当時の実態であるわけでありませう。(拍手)

賠償の相手国として適当でないというもう一つの理由は、現実にはベトナムが南北に分かれておるという事実であります。政府の言うがごとく、南ベトナム政府をもつて全ベトナム政府とみなすということが、全く事実と相違するのみならず、ジュネーブ協定に定められたベトナムの平和的統一を妨げる、いかにも理解しがたき暴論であります。このことは、吉田内閣が蒋介石政権を承認し、中華人民共和国を否認し、日本の外交史上未曾有の失敗をしたといわれるところの、あの外交以上の重大な誤りといわざるを得ないのであります。(拍手)

反対の第二の理由は、賠償支払いの目的に反するということでありませう。私は、賠償の目的には二つあると思ひます。その一つは、戦争によつて、相手国、特にその住民に与へた人的、物的の損害や精神的苦痛に対して賠償の責めを負つて、同時に、これを通じて両国民の友好を回復し増進することにあると思ふのであります。また、他の一面は、この賠償が適切に行なわれることによって、日本の貿易が拡大し、両国の健全な経済協力が増進することであると思ふのであります。しかるに、今回の賠償協定は、南ベトナムに支払つた賠償が北ベトナムに及ぶという何らの保障はないのであります。(拍手)しかも、南は、俗に鶏三羽といわれるがごとく、その損害はきわめて軽微であります。その圧倒的部分が北

であることは、何人といへどもこれを否定することができないと思ふのであります。(拍手)被害は、北、賠償は南、これではベトナム人が了解することができないのみならず、日本国民もまた、これを理解することができないと思ふのであります。(拍手)それのみか、北ベトナム政府がわが衆参両院議長に寄せた公の書簡に明らかなごとく、この賠償は国際法とジュネーブ協定の精神に反し、日越両国民の友好を阻害するものであると強く訴へている事実は、われわれ日本国民として深く考慮しなければならぬと思ふのであります。

また、私は、今回の賠償協定において七百五十万ドルの消費財賠償が含まれておるといふこと、協定の実施が北ベトナムとの貿易に及ぼす影響の二点について、きわめてこれを重大視するものであります。そもそも、わが国の南ベトナムに対する輸出貿易は、昨年度において三千九百五十三万ドルでありましたが、これは、前年度及び前々年度に比較いたしまして、実に一千数百万ドルの激減であります。しかも、南ベトナムは、昨年に引き続き、繊維製品に対する重大な輸入制限措置をとつておるのであります。政府は、これに対する何らの対策もないまま、特に最惠国待遇も取りつけないこともできず、しかも、七百五十万ドルに及ぶ消費財による賠償をここに行なわんといたしておることは、これらの地域に対するわが国の輸出が激減することは明らかであります。また、もし、この協定がここに決定されるならば、六百万ポンドに達しておる北ベトナムとの貿易は

全面的に停止することを強調いたしたいと思ふのであります。かつては中国との貿易を破壊し、このたびはベトナムとの貿易を破壊する岸内閣の外交は、断じて許すことはできないと思ふのであります。(拍手)

本協定に反対する第三の理由は、賠償額算定の根拠が皆目不明であること、二重払いの懸念があること、しかも、金額決定の経緯に重大な疑問のあること、従つて、三千九百五十万ドルの賠償、その他合わせて五千五百六十万ドルの金額は、絶対に承認することができないということでありませう。(拍手)

政府は、われらの強い要望にもかかわらず、日本がベトナムに与へた損害についての信頼に値する資料を、ついに提出しなかつたのであります。従つて、われわれは、五千五百六十万ドルの賠償と経済協力が妥当であるかどうか、これを決定することは、ついにできなかったものであります。(拍手)また、特別円に對して三十三トンの金塊を送つて、すでにフランスに支払つた部分と、今度の三千九百五十万ドルの支払いとが二重になるのではないかと、こゝろより重大な疑念は、依然として残されておるのであります。(拍手)また、沈船引き揚げ協定の仮調印によつて、一たん二百二十万ドルに決定していたものが、やみから棒に、二十四倍の五千五百六十万ドルになぜはね上がったのか、その経緯と理由とを政府は明確にされておらないのであります。(拍手)

また、政府は、南の政府に払つて全ベトナムに払つたこととすると、一方的にきめておられますが、やがてベトナムが統一したときに、新たな政権がで

きて、再び新たな賠償請求権が生まれ
てくるのではないか。外務省の顧問横
田喜三郎君は、そのときは国際裁判に
訴えればよいではないか、こう言われ
ておるのであるけれども、はたして、
勝つ見込みがあるものであるか。こうし
た疑問は、依然として解明されないま
まに残されておるのであります。こう
した不明と混乱の中で、われわれの目
にとまっておるただ一つ明らかな事実
は、賠償金額三千九百万ドルが、日
工営株式会社が設計したダム・ダム
発電計画の資金と完全に一致してお
ることだけであります。(拍手)従って、
三千九百万ドルの賠償は、すでに計画
があつたものに対して、あとから理屈
をつけた以外の何ものでもないという
ことが明らかであります。(拍手)かく
して、私は、今なお重税に苦しむ日本
の国民に対して、五千五百六十万ドル
の賠償及び経済協力の金額が妥当であ
るという報告をする勇氣を持たないの
であります。

本協定に反対する第四の理由は、以
上のごとく、賠償支払いに当然考慮す
べき重大条件に根本的な誤りや欠陥が
あるにもかかわらず、岸内閣が、何ゆ
えに賠償支払いを強行し、急ごうとし
ておるか、その真意に重大な疑いを持
つのであります。(拍手)

このことを解明するものは、現に起
こつておる仏印三国をめぐるの国際
的対立と新たな紛争にそのかきがある
と思うのであります。南ベトナムは、
すでにフランスの支配権が衰退し、ア
メリカの支配が急速に増大しつつあ
ることは、周知の事実であります。軍
事基地四十八カ所、二千二百名の米軍

の指導員の派遣、並びに、年々二億二
千万ドルに及ぶ軍事的援助は、すべて
を物語つておると思ふのであります。
(拍手)しかし、このアメリカの支配
権が漸次ラオス、カンボジアに及びつ
つ今日の国際緊張を起こしておること
は、諸君の御案内の通りであります。
かく見るとき、南ベトナムをもつて
全ベトナムとみなすという重大な意思
を表明し、これに五千五百六十万ドル
の賠償及び経済協力を強行しようとし
る岸内閣の態度というものは、アメリ
カの対仏印政策に協定し、あるいはそ
の一部を肩がわりするところの冷戦参
加の政策であると思ふのであります。
(拍手)これは、また、岸内閣が台湾や
南朝鮮にとつておる政策と一貫するも
のであります。反共軍事同盟の中で重
要な役割りを果たそうとする冷戦介入
の政策であります。そして、また、こ
の意味においては、日米安全保障条約
の改正といふものと深いつながりを持
つ危険な賠償政策と断定せざるを得な
いのであります。

私は、最後に、わが党の積極的な態
度を表明したいと思ひます。政府
はすべからず、この際、一切を白紙に
返すべきであります。(拍手)ジュネ
ーブ協定を支持し、南北が平和統一さ
れるまでこの賠償を待つべきでありま
す。(拍手)ジュネーブ協定によつて停
戦が約束され、南北の自由選挙による
平和的統一が国際的取りきめになつて
おるといふ事実を尊重するということ
は、サンフランシスコ条約を忠実に守
ることと何ら矛盾しないと思ふのであ
ります。(拍手)いな、むしろ、この態
度をとることこそが、侵略戦争に深く

反省し、平和憲法によつてアジアの平
和と繁栄に協力しようとしておる日本
国民の当然の態度であると確信いたす
ものであります。(拍手)

わが党は、以上の批判と、以上の積
極的提案を示して、本協定の批准に絶
對に反対するものであります。(拍手)
○議長(加藤藤五郎君) 佐々木盛雄
君。

〔佐々木盛雄君登壇〕
○佐々木盛雄君 私は、自由民主党を
代表いたしましたして、ただいま議題とな
りましたベトナム国との賠償協定並び
にこれに伴う借款協定について賛成の
討論を行なわんとするものでありま
す。(拍手)

サンフランシスコ平和条約第十四条
の規定によりまして、日本は、戦争中
交戦国に対して与えた戦争損害並びに
苦痛に對して賠償支払いの義務を負
わされておるのであります。が、ア
メリカ、イギリス、オーストラリア、
インド、中華民国等約十カ国は、いち
早く日本に対する賠償権を放棄いたし
ましたので、實際上、日本は、東南ア
ジアの四カ国、すなわち、フィリピン、
インドネシア、ビルマ及びベトナム
の四カ国についてのみ賠償支払いを
行なうこととなつたのであります。こ
のうち、フィリピン、インドネシア、
ビルマにつきましては、順次解決を見
まして、余すところベトナムただ一国
となつたのであります。

しかしながら、ベトナムには、今
日、不幸にして南北二つの政権が相対
立し、すなわち、自由陣営に属する
ゴ・ディンジエム大統領のベトナム共
和国と、共産陣営に属するホー・チミ

ン主席のベトナム民主共和国とが相互
にベトナム全土に対する支配権を主
張して抗争を続けておるのが実情であ
りまして、今回の賠償協定に対する賛
否の両論もまた、この現実に対する認
識の相違の所産といわなければなりま
せん。しかし、われわれはいたしまし
ては、日本の賠償義務はサンフランシ
スコ平和条約に基づいて発生したもの
でありますから、今日のいわゆる南
ベトナム、すなわちベトナム共和国政
府が、南北全土を代表する正統政府と
してサンフランシスコ平和条約に調印
し、その批准書を日本政府に寄託した
のであります。いわゆる北ベトナム
なるものはサンフランシスコ平和条約
の当事国ではないのでありますから、
われわれは、南ベトナム、すなわちベ
トナム共和国に対しての賠償義務を負
うものであります。北ベトナムに対
しましては条約上何ら賠償支払いの
義務を負うべき筋合いではないのであ
ります。(拍手)従つて、今回の賠償協
定は、南北ベトナム全体と日本とを有
効に拘束するものであります。将
来、かりに南北が統一された場合
におきましては、この賠償協定が統一
政府によつて継承されるべきことは、
国際法上の一般原則として認められて
おるところであります。(拍手)

また、社会党は、サンフランシスコ
平和条約に調印したベトナム国首相の
トラン・ヴァン・フー氏が二重国籍で
あつたとの理由によつて、サンフラン
シスコ平和条約第十四条の無効を主張
するのであります。が、およそ、国籍
のいかんを問はず、その国の正統政府
の全権委任状を持ち、連合国の資格審

査を経て正式代表として認められまし
た以上、その全権の調印した条約の効
力について何らの疑義なきことは、国
際法のABCといわなければなりません
。(拍手)しかし、今日、南ベトナム、
すなわちベトナム共和国を南北全
土を代表する国家として承認いたして
おりますものは世界五十カ国に及
び、これに反して、北ベトナムを承認
するものは、わずかに一握りの共産陣
営のみである事実よりいたしまして
も、日本がベトナムとの賠償問題をベ
トナム共和国との間に解決すること
は、もはや国際社会の通念に立脚す
るものといわなければなりません。

また、いわゆる南ベトナムに対する
日本の賠償支払いは、ジュネーブ協定
並びにバンドン宣言の趣旨に違反する
と主張する向きもござります。しか
し、日本は、申すまでもなく、ジュ
ネーブ協定の当事国ではないのであり
ますから、条約上何らの拘束を受け
ないことはもちろんであります。が、
たとい、このジュネーブ協定を全面的に
尊重する立場におきまして、これは
南北の戦闘行為を停止するための純然
たる軍事的休戦協定でありまして、決
して、何らの政治的または領土的境界
線を定めたものでないことは、その共
同宣言において明々白々なところでご
ざいます。また、バンドン宣言は統一
されたベトナムの早期国連加入への期
待を表明したものにすぎないのでござ
います。南北統一問題と賠償問題と
は全く別個の問題であり、今回の賠償
協定がジュネーブ協定やバンドン宣言

の趣旨に違反するものでは断じてない
のでございます。(拍手)

なお、今回のベトナム賠償は、先刻
のお話のように、實際上日本軍が与え
た損害以上に多額に過ぎるとの説をな
す向きもございしますが、昭和二十年に
は二回にわたる大戦を行ない、この
間、住民の殺傷、住宅、工場、道路、
橋梁等の破壊甚大に達し、また、ベト
ナムには常時八万前後の日本軍が駐在
し、南方諸地域の日本軍二十万の兵站
補給基地となっておりましたために、
世界三大米産地の一つとなつておた
りました南ベトナムは、その産米輸出
におきまして、一九四三年の百万トン
が、翌々年の一九四五年にはわずか四
万五千トンとなり、実に九十五万五千
トンの激減を見たのでありまして、か
りに、この米価を一トン当たり百ドル
といたしますならば、約一億ドルの損
害をこうむつておるわけでございま
す。また、ゴムにおきまして、同じ
く一九四三年において七万五千トンで
あったものが、翌々年には一万二千ト
ンに減少しておりまして、かりにトン
当たり八百ドルといたしますならば五
千万ドル以上の損害となるのであり
ますが、この米、ゴムともに南ベトナム
が主産地でありまして、これのみにて
も今回協定の純賠償三千九百万ドルの
幾倍かに達するのでありますから、南
ベトナムの損害三羽と宣伝するが
ごときは、事実を捏造するもはなは
だしいといわなければなりません。
(拍手)

われは、南北統一の一刻もすみやかに
実現することを心から希望するもので
あります。しかし、共産陣営と
自由陣営の統一や合体が、選挙による
自由なる国民意思の表示によつてはと
うてい不可能に近いことは、南北朝鮮
や東西ドイツの場合と同じく、万人の
認めるところでございまして、かくの
ごときは、まさに百年河清を待つにひ
としい暴論といわなければなりません。
(拍手)終戦以来すでに十四年に及
び、賠償の問題がかくのごとく長年月
にわたつて未解決のままに取り残され
たことは、世界史上にその類例を見な
ないのであります。さらに、これをほ
んと半永久的に不可能とさえ思われ
る南北統一後に持ち越さんとするがご
ときは、国際信義の上から見まして
も、断じてわが国にとるべき態度では
ないのであります。

日本は、サンフランシスコ平和条約
におきまして、相手国より賠償支払い
を要求された場合には、すみやかにこ
れに応じ、誠意をもつて解決すべき義
務を課せられておるのでありまして、
これは単にベトナム国に対する義務で
あるのみならず、連合国全体に対する
われわれの義務でありますから、この
条約義務の忠実なる実行によつて連合
国の信頼にこたえ、国際信義を高める
とともに、ベトナム国に対する戦争損
害の償いを日本国民の名において厳粛
に表明することによつて、わが国との
友好親善関係を増進し、経済互惠の開
係を打ち立て、さらに、かくして賠償
問題の全面的解決によつて一切の過去
の戦争責任を完遂し、文字通り青天白
日のもとに、東南アジア諸地域に対す
る経済進出の足場を固めんとするもの
でありまして、良識ある国民各位の深
き理解に訴え、私は、ここに、自由民
主党を代表いたしまして、満腔の賛意
を表する次第でございします。(拍手)

議長(加藤繁五郎君) 塚本三郎君。

〔塚本三郎君登壇〕

○塚本三郎君 ただいま議題となりま
した、日本国とヴェトナム共和国と
の間の賠償協定の締結について承認を
求めるの件及び日本国とヴェトナム
共和国との間の借款に関する協定の締
結について承認を求めるの件の両件に
対しまして、私は、社会クラブを代表
して、反対の討論を行なわんとするも
のであります。(拍手)

私は、まず、ベトナム賠償に対する
わが社会クラブの基本的立場を明らか
にして、諸君の御理解を得たいと思つ
てあります。わが社会クラブは、日
本が戦争によつてベトナムに与えた損
害の賠償を免れるためにこれが反対を
主張しておるものでは決してありませ
ん。賠償は、サンフランシスコ平和条
約に基づく日本の敗戦義務でありま
すから、正当な賠償については誠実に
これを履行し、その義務を遂行する努
力を尽くすべきであると考えます。ま
た、賠償を通じて日本とベトナムとの
友好親善が強化され、経済協力が推進
されることが期待できるものであるな
らば、これはむしろ非常に望ましいこ
とと考えるのであります。しかしなが
ら、一面において、賠償はわが国民の
血税によつて支払われるものでありま
す。従つて、賠償はあくまでも適正に
行なわれなければならないものであつ
て、いささかたりとも疑義を残した

り、国民大衆にある種の疑惑を抱かせ
たまふに強行するがごときは、絶対に
避けなければならないと信ずるのであ
ります。(拍手)このような基本的立場
に立つて、今回政府が調印したベトナム
賠償協定の内容をつぶさに検討する
ときに、私は、このベトナム賠償の内
容はきわめて不当なものであり、断固
としてこれを排撃し、これに反対せざ
るを得ないことを、はなはだ遺憾に存
するのであります。(拍手)

その反対の理由の第一点といたしま
して、私は、賠償の金額がはなはだし
く過大であるということに指摘いたし
たいのであります。すなわち、戦争の
損害だけが賠償要求の根拠となるもの
であることは、サンフランシスコ条約
第十四条に明記してあるところであつ
て、何人も異論のないところでありま
しょう。それでは、戦争損害は何かと
いへば、すなわち、それは、その国の
経済を収奪したことによる経済上の損
害、また、戦時行為による人的・物的
損害、さらには、戦争による精神的苦
痛をさすとするのが国際的通念であり
ます。しかば、あの太平洋戦争当時
時、日本軍は、はたしていかなる戦争
損害を仏領インドシナに対して与えた
ものであるか。すなわち、日本軍は、
昭和十五年九月、仏印に平和進駐しま
したが、このとき、フランスのヴィ
シー政府は中立を宣言していたのであ
りますから、日本とフランスとの間に
戦争状態がなかつたことは、きわめ
て明らかなところであります。その
後、昭和十九年八月に至つて、ドゴ
ー将軍がパリに帰還いたしました。政
府は、このときをもつて日本とフラン

スとが戦争状態に入つたとの見解を
とつてゐるのであります。しかしなが
ら、私の見解をもつてするならば、日
本とフランスとが戦争状態に入つたの
は、昭和二十年三月、日本軍が武力を
もつて仏印駐屯のフランス軍の武装解
除を行ない、かつ、ドクー仏印総督から
施政権を接収したときと解釈するのが
至当であると考えるのであります。
(拍手)何となれば、ドゴール政府が成
立した後においても、この武装解除の
ときまでは、仏印においては全然交戦
状態が見られなかつたからでありま
す。日本軍がフランス軍の武装解除を
行なうに至つて、初めてフランス軍と
の間に戦時行為が行なわれましたが、
これはきわめて短期間で、しかも、小
規模に終わったのであります。従つ
て、これによる戦争損害といふものは
きわめて微々なものであつたのであり
ます。しこうして、このほかに考えら
れる戦争損害といふものを、しいてあ
げますならば、太平洋戦争末期におけ
るアメリカ軍の仏印爆撃、及び、日本
軍によるゲリラ部隊の掃討戦等のこと
が考えられるのでありますが、これら
においては、ほとんど損害を与えな
かつたのであります。このように見て
くるとき、仏印においては、見るべき
戦争損害はほとんどなかつたといつて
も決して誇張ではないのでありまし
ょう。さればこそ、南ベトナム賠償は、
三羽、二百億円などという悪口雑言
を治ひせられる始末なのであります。
しかも、仏印の原住民は、日本軍の進
駐当初より終戦に至るまで、終始一
貫、平和を樂しみ、友好的な対日感情

を持続していたことは、さきの外務委員会における参考人の意見に徴してもまた明らかであるところであります。

去る昭和二十八年九月に、一たん調印された南ベトナムとの沈船引き揚げ賠償協定においては、賠償額はドルで二百二十五万ドル、円で八億一千万円を限度とした、きわめて少額のものでありました。この沈船引き揚げ協定は、南ベトナム側によつて、理由もなく、一方的に御破算にされてしまつたのでありますが、少なくとも、この協定は、南ベトナムにおける戦争損害がいかに軽微なものであつたかを示唆する有力な証拠ではないかと考えるのであります。(拍手)

ここに、われわれが銘記すべきことは、旧仏領インドシナの三國のうち、ベトナムと同様に日本軍が平和進駐したラオスやカンボジアは、いずれも賠償請求権を放棄し、それぞれ十億圓ないし十五億圓程度の経済援助で円満な国交が續けられてゐることであります。かかる関係があるにもかかわらず、何がゆゑにベトナムに対してのみ、純賠償、政府借款、経済協力を含めて二百億圓という巨額の賠償をしなければならぬのであるか、われわれのまことに了解に苦しむところであります。(拍手)

第二点として申し上げたいことは、今回のベトナム賠償は、北ベトナムに起こつた戦争損害分までも含めて、南ベトナムに対する賠償として支払おうとしてゐるのでありますが、これは、はなはだしく不当なことであつて、將來ベトナムとの友好關係に支障を來たすのみか、二重払いの問題を生ずるお

それなしとしないということについてであります。

現在、ベトナムには、南にベトナム共和国、北にベトナム民主共和国が存在することは、公然たる事実であります。しかも、この二つの國は、その生成の過程に曲折があるとはいえ、一九五四年のジュネーブ協定によつて、南ベトナムが民主的な自由選挙によつて統一するまでの期間、それぞれの地域において施政権を行使してゐるものであることは、きわめて明白なる国際的事実であります。(拍手)しかるに、政府は、この国際的事実を目をそむけて、わが國が承認してゐるのは南ベトナムであり、北ベトナム政府は交戦中の民間団体であるなどと詭弁を弄してゐるのであります。かくのごとき国際的な事実を無視した外交は全くのナシセンスといふのはおかしくはありません。

(拍手)外交は現実に立脚して堅実に進めらるべきであり、少なくとも、明白なる国際的既定事実に対しては、冷静にこれを直視する態度をもつて臨むべきであります。われわれの見解では、ベトナム賠償は、南北ベトナムの統一の日までこれが締結を延期すべきものと考へるのでありますが、しかし、かりに一步を譲つて南ベトナムとの賠償が急を要すると認めたにしても、それは南ベトナムに起こつた戦争損害についてだけ考慮すべきであつて、この方式こそが、南ベトナム政府に対する賠償支払いの必要かつ十分な条件であるのであります。

ここに注目すべきは、今回の賠償協定に対して北ベトナム政府が異議を唱え、請求権を留保するとの声明を發し

てゐることであります。今回の賠償による利益は、南ベトナムの住民だけが受けるのであつて、北ベトナムの住民には全く及ばないのであります。北ベトナム政府の請求権留保声明は、こゝういふ住民感情の端的な暴露として、政府はこれを率直に受け取るべきであり、この声に耳をふさいで、岸内閣が今回の賠償協定を強行することは、南ベトナム間に感情の対立を起こさせ、その統一を妨げ、さらには、わが國と全ベトナムとの友好關係にも重大なる悪影響を及ぼす結果となるのであります。(拍手)かつてバンドン會議において南北ベトナム統一促進の決議を支持した藤山外務大臣が、今は、南ベトナム統一を逆に妨げるやうな、国際信義を無視した行為を平氣でやろうとしてゐる、その心中のほどがはかり知れません。

わが國と北ベトナムとの經濟關係を考慮するならば、ホンゲール炭を初めてする鉱物資源を北ベトナムに依存し、一方、北ベトナムは、その經濟建設に必要な技術、資本、物資について、これを日本に期待する等、北ベトナムは、原料市場としても、また輸出市場としても、わが國にとつて有望な將來を約束してゐるのに、岸内閣は、はたしてこのやうな内外の利害關係を十分かつ慎重に検討したものでありましょるか。政府は、今回に限つて、南ベトナム政府を全ベトナムを代表する正統政府だと主張してゐるのは、まことに不可解きわまることと申さなければなりません。(拍手)

第三番目の反対理由としてしまして申し上げなければならぬことは、すでにフランスに支払つた特別円等と、これまた二重払いになつてゐるという点についてであります。

日本軍の仏領インドシナに対する平和進駐に伴う軍費及び物資の調達に、日・仏印間に取りきめられた特別円等によつてこれが行なわれていたことが、御承知の通りであります。戦後にこれが清算され、昭和二十五年一月、わが國は、占領軍の了解のもとに、金塊三十三トン、すなわち、これを円に評價すれば百三十三億圓に相当するものをフランスに支払い、さらに、昭和三十三年三月、十六億七千二百万円をフランスに支払つて、これが解決をつけたのであります。ところで、この特別円等の清算は、仏印の經濟を取奪したことにによる經濟上の損害を補てんしたことを意味するものであり、従つて、これは明らかに賠償総額の一部をなすものでありますから、これをフランスに支払つたのは誤りであり、当然これはベトナムに承継せらるべき性質のものであつたのであります。これがベトナムに承継されてゐたならば、ベトナムの戦争損害の大部分のものは帳消しになるはずであり、また、この総額百五十億圓に達する金塊と外貨はベトナムの經濟復興に多大なる貢獻をしたであらうことは、容易に想像されるのであります。これ、私が特別円等の支払いと今回の賠償とは二重払いになつてゐることを得ないゆゑんのものでもあります。(拍手)

この二重払いの問題について、さらにこれを明確にするために、仏印以外の南方占領地における軍費調達の方式と、その戦後における決済とを考へて

みまするに、フィリピンやインドネシア、ビルマ等においては、それぞれベソ、ギルダ、ルピーとかいつた現地通貨を表示した軍票を無制限に發行して軍費調達を行つたのであります。しこして、戦後においては、この軍票が与えた經濟上の甚大なる損害が、これらの國々の賠償要求の重要な根拠の一つとなつており、そのために、これら諸國の賠償要求は巨額に上つたのであります。しかし、いづれにしても、これら諸國の場合には、軍費調達に伴う經濟上の損害は、賠償の形式においてこれが解決されてゐるのであります。しかるに、ひとり仏印に対してのみ、この經濟上の損害については、賠償とは全く別個に、金塊ないしは特別円決済といはしまして、すでに支払われてゐるにもかかわらず、さらにこれが今回の賠償要求の中にも重要な根拠の一つとなつて入つてゐることは、政府の弁明がいかにあろうとも、われわれ國民の納得し得ないところであるのであります。(拍手)

第四点として申し上げたいことは、賠償の折衝経過がまことに不明朗であるばかりか、その対象工事について、ある種の疑惑が持たれてゐるという点についてであります。

サンフランシスコ平和条約第十四条は、日本に外貨負担をもちたさぬい役務賠償の原則を確立し、日本の賠償義務を役務賠償に限定してゐるのであります。この原則に忠実に準拠して調印されたのが、昭和二十八年九月の沈船引き揚げに関する賠償協定であつたのであります。その後、いかなる情勢の変化があつたものか、突如として、今

回の二百億に達する生産物賠償、役務賠償に変わってきたのであります。この生産物賠償は、明らかに、サンフランシスコ平和条約で定められた日本の義務を逸脱して、国民の負担を不当に増大せしめるものといわなければなりません。サンフランシスコ平和条約の当事国であるベトナムは、当然その第十四条に規定する役務賠償の原則の適用を受けるものであり、かつまた、サンフランシスコ平和条約発効後三年以内に限りて援用できる第二十六條の同一利益均等項も、同平和条約が効効後六年以上経過した今日においては、すでにベトナムにその権利はなく、日本もまた第二十六條に拘束される義務はないのであります。従つて、一部外貨負担を伴う生産物賠償を取りきめた今回のベトナム賠償は、条約上の義務のない特別の利益をベトナムに余分に与え、それだけ日本国民に不当なる負担を課せようとするものでありまして、かくのごときは、まことに言語同断、理不尽なる処置と断ぜざるを得ないのであります。

さらに不可解なことには、今回の賠償のうち、純賠償百四十億四千万円という金額が、たまたま、日本工営株式会社がつたダム発電所の建設プランによる金額とほぼ一致することであり、偶然というにはあまりにも不可思議な数字の魔術でありまして、それかあらぬか、巷間にいろいろのうわさが取りざたされているのであります。いわく、ベトナム側が同工事をフランスなどの外国に発注する意向を示してから急速にベトナム賠償交渉がまとまったようだとか、いわく、その裏に

は何らかの取引があったのではないかと、保守政権の続くところ必ず汚職あり、まことに汚職に敏感な国民の目には、この賠償交渉の経緯の裏に不明朗なものがありはせぬかという疑惑が抱かれていたものであります。もしも賠償が一部業者の利益のために悪用されているという印象を国民がぬぐい得ないままにこれが強行されたならば、国の不幸これに過ぎるものはないと断言してはばからないのであります。

最後に申し上げておきたいことは、今回の賠償協定が、将来に禍根を残し、また、ひいては、わが国と東南アジア諸国との友好関係に悪い影響を及ぼすおそれなしとしない点についてであります。すなわち、政府は、南ベトナム政府がベトナム全土を代表する正統政府であるという非現実的な仮定を根拠として、このような皮相の法理論をたてにとつて、安易にベトナム賠償を行なおうとしているのであります。このことが、直ちに北ベトナムとの関係に暗雲を投げかけ、紛議を惹起する原因となるであろうことは、火を見るよりも明らかであります。日本と北ベトナムとの友好関係にとさらに水をさし、必要もないのに挑戦的態度をとることは、外交の常道を踏みはずした、愚の骨頂であります。

さらにはまた、北ベトナムとの問題だけににとどまらず、東南アジア諸国に對しても、ジュネーブ協定の精神に反して南北ベトナムの統一を阻害する岸内閣の行動は、強い不信と非友好的感情を植え付けることになって、はなはだしく悪い影響を及ぼすことは疑う余地がないのであります。かくて、一片の

ベトナム賠償によって全体の東南アジア政策の基調がくずれるようなことでは、何のための東南アジア政策であったのか、岸内閣の矛盾着々もここにきわまりないといふべきであります。また、問題を賠償の一点にしばって考えても、東南アジア諸国に対する賠償については、それぞれの戦争損害に応じて均衡が保たれていなければ、おさまりがつかないのであります。ベトナムに對して過大な賠償を行なえば、再検討事項によって増額要求の権利を留保しているビルマが黙っておりません。ビルマが増額要求をすれば、フィリピン、インドネシアも次々に問題を派生するおそれなしと、だれが保証できるでございましょうか。かりに、それらの諸国が何も言わないにしても、一國との賠償だけが過大に失することは、国際信義上から見て、とうてい許されないとところであります。かくては、わが国は、賠償をめぐる東南アジアで孤立し、外交上窮地に陥らないとも限らないのであります。

ひるがえつて、目を国際情勢に転ずるとき、国際競争の熾烈化に對抗するため、世界の各国は、それぞれ地域的に共同して、自国の経済を強化しつつ世界競争に打ち勝とうとしてゐるのが、世界の風潮であります。すなわち、昨年発足したヨーロッパ共同市場はその端の端のものであり、この動きは、今や、中南米においても、また、かのアフリカにおいても、現実のものとならんとおるのであります。ひとりわが東南アジアのみがこの世界の風潮におくられて、東南アジア結束の要望がほろいとしてわき起こりつつ

ありますときに、岸内閣のみがこの重大な認識に目をふさぎ、これに背を向けて、東南アジア諸国の結束に逆行するがごときベトナム賠償を強行することがありとしますならば、これは国家百年の大計を誤るのみか、重大なる失政でありまして、その強行は断固としてこれを阻止することこそが、わが社会クラブに課せられた重大なる使命であると考え、ここに強く反対の意見を表明する次第であります。

○議長(加藤鐵五郎君) 右の結果、日本国とヴェトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件外一件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(加藤鐵五郎君) 日本国とヴェトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件外一件を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。両件を委員長報告の通り承認するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(加藤鐵五郎君) 氏名点呼を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔各員投票〕

○議長(加藤鐵五郎君) 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(加藤鐵五郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(加藤鐵五郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 三百二十九

可とする者(白票) 百九十八

〔拍手〕

否とする者(青票) 百三十一

〔拍手〕

○議長(加藤鐵五郎君) 右の結果、日本国とヴェトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件外一件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 日本国とヴェトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件外一件を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。両件を委員長報告の通り承認するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(加藤鐵五郎君) 氏名点呼を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔各員投票〕

○議長(加藤鐵五郎君) 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

安倍晋太郎君	相川 勝六君
逢澤 寛君	青木 正君
赤城 宗徳君	秋田 大助君
秋山 利恭君	足立 篤郎君
天野 公義君	天野 光晴君
綾部健太郎君	荒木萬壽夫君
荒松清十郎君	新井 京太郎君
井原 岸高君	飯塚 定輔君
生田 宏一君	池田 清志君
池田 勇人君	池田正之輔君
石井光次郎君	石坂 繁君
石田 博英君	一萬田尚登君
岩本 信行君	植木庚子郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
江崎 真澄君	遠藤 三郎君
小川 半次君	小川 平二君
小澤佐重喜君	大石 武一君
大久保武雄君	大倉 三郎君
大坪 保雄君	大野 市郎君

大野 伴陸君	大平 正芳君	岡崎 英城君	岡部 得三君	岡本 茂君	奥村又十郎君	押谷 富三君	加藤 精三君	加藤 高藏君	鹿野 彦吉君	賀屋 興宣君	鍛冶 良作君	金丸 信君	上林山榮吉君	龜山 孝一君	鴨田 宗一君	川崎末五郎君	川島正次郎君	菅家 喜六君	菅野和太郎君	簡牛 九夫君	木倉和一郎君	木村 守江君	菊池 義郎君	岸 信介君	吉川 久衛君	清瀬 一郎君	倉成 忠治君	倉石 忠雄君	倉成 正君	黒金 泰美君	小泉 純也君	小枝 一雄君	小義 照君	小島 徹三君	小平 久雄君	小林 錫君	小川 絹治君	小山 長規君	河野 孝子君	河本 敏夫君	佐々木盛雄君	佐藤 榮作君	佐藤虎次郎君	坂田 英一君	坂田 茂太郎君	坂田 三郎君	椎名悦三郎君	篠田 弘作君	島村 一郎君	進藤 一馬君	周東 英雄君	鈴木 正吾君	鈴木 善幸君	砂原 格君	瀬戸山三男君	國田 直君	田口長治郎君	田中伊三次君	田中 榮一君	田中 龍夫君	田中 正巳君	田邊 國男君	田村 元君	高石幸三郎君	高瀬 傳君	高田 富與君	高橋 清一郎君	高橋 禎一君	高橋 等君	竹下 登君	谷川 和穂君	津島 文治君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	--------	-------	-------	--------	--------

塚田十一郎君	塚原 俊郎君	辻 寛一君	網島 正興君	寺島隆太郎君	渡海元三郎君	徳安 實藏君	床次 徳二君	富田 健治君	内藤 隆君	中曾根康弘君	中村 梅吉君	中村 幸八君	中村 亮一君	永山 忠則君	永田 亮一君	藤尾 弘吉君	南條 徳男君	二階堂 進君	丹羽 兵助君	丹羽 秀四郎君	西村 英一君	西村 直己君	西村 卯一君	根本龍太郎君	橋本 正之君	橋本 登美三郎君	長谷川 四郎君	長谷川 峻君	服部 安司君	濱田 正信君	濱田 清吉君	早川 崇君	原田 憲君	平井 義一君	平野 三郎君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君	福井 盛太郎君	福田 健司君	福田 越夫君	福山 愛一郎君	藤山 健一君	藤枝 泉介君	藤本 捨助君	保利 茂君	船田 中君	細田 義安君	堀内 一雄君	益谷 秀次君	増田甲子七君	松岡嘉兵衛君	松澤 雄藏君	松田竹千代君	松永 東君	松野 頼三君	松本 俊一君	三池 信君	三浦 一雄君	三田村武夫君	三和 精一君	水田三喜男君	南 好雄君	村上 勇君	村瀬 宜親君	毛利 松平君	森下 國雄君	保岡 武久君	柳谷清三郎君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

否とする議員の氏名

山口六郎次君	山崎 巖君	山田 彌一君	山中 貞則君	山村新治郎君	吉田 重延君	渡邊 本治君	渡邊 良夫君	赤路 友藏君	淺沼稻次郎君	足鹿 覺君	飛鳥田一雄君	井伊 誠一君	井手 以誠君	井岡 大治君	石川 次夫君	石橋 政嗣君	石村 英雄君	石山 權作君	板川 正吾君	受田 新吉君	小川 豊明君	大貫 大八君	大野 幸一君	大原 亨君	岡田 一夫君	岡田 春夫君	岡本 隆一君	加賀田 進君	加藤 勤十君	柏 正男君	勝澤 芳雄君	片島 港君	角屋堅次郎君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	金丸 徳重君	上林與市郎君	神田 大作君	川村 維義君	河野 正君	木原津與志君	菊川 君子君	菊地義之輔君	北山 愛郎君	久保 三郎君	久保田鶴松君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君	黒田 壽男君	小林 正美君	小松 幹君	兒玉 末男君	五島 虎雄君	河野 密君	佐々木更三君	佐藤觀次郎君	坂本 泰良君	坂本 幸三郎君	佐野 憲治君	櫻井 幸夫君	阪上安太郎君	島口重次郎君	島上善五郎君	東海林 稔君	下平 正一君	鈴木茂三郎君	田中幾三郎君	田中 武夫君	田中 稔男君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

多賀谷眞穂君	高田 富之君	滝井 義高君	橋 兼次郎君	館 俊三君	辻原 弘市君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君	中嶋 英夫君	中原 健次君	中村 高一君	中村 英男君	成田 知巳君	西村 関一君	野口 忠夫君	芳賀 貢君	長谷川 保君	原 茂君	日野 吉夫君	帆足 計君	穂積 七郎君	北條 秀一君	堀 昌雄君	松浦 定義君	松平 忠久君	松前 重義君	松本 七郎君	三宅 正一君	門司 亮君	本島百合子君	森島 守人君	八百板 正君	八木 一男君	八木 昇君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君	柳田 秀一君	山口シヅエ君	山崎 始男君	山下 榮二君	山田 長司君	山田 吾郎君	山中日露史君	山本 幸一君	山花 秀雄君	横山 利秋君	横路 節雄君	池田 禎治君	和村 博雄君	内海 清君	今村 等君	春日 一幸君	加藤 謙造君	佐々木良作君	小松信太郎君	塚本 三郎君	竹谷源太郎君	土井 直作君	堤 ツルヨ君	廣瀬 勝邦君	西村 榮一君	水谷長三郎君	松尾トシ子君	武藤 武雄君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案(内閣提出)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案(内閣提出)

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

を受けた児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五条の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用については、同法第五十二条中「二分の一(第五十条第十号及び前条第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱児童通園施設、盲ろうあ児施設、聴覚障害児施設及び身体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一)」とあるのは「三分の一」と、同法第五十四条中「四分の一(母子寮、保育所、精神薄弱児童通園施設、盲ろうあ児施設、聴覚障害児施設及び身体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一)」とあるのは「六分の一」と、同法第五十六条の二第二項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二第一項及び第三項の規定を適用する。

2

前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設であつて児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの(都道府県又は市町村が設置したものを除く)が同項第二号に該当するときは、当該災害によつて生じた当該施設の復旧に要する費用については、同条及び同法第五十六条の三の規定を適用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」とする。

と、同条第三項中「三分の一」とあるのは「五分の四」と読み替へるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
昭和三十四年八月及び九月の風水害によつて生じた保護施設及び児童福祉施設の災害復旧費に關し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に關する特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和三十四年十一月五日
内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に關する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域において、市町村又は政令で定める都道府県が緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)の規定により実施する失業対策事業に要する経費であつて、当該災害を受けた日から同年十月一日までの範囲内において政令で定める日から昭和三十五年三月三十一日までの間に係るものについては、国

は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従ひ、次の各号に掲げる経費の種目ごとに、それぞれ、当該各号に掲げる割合により、その一部を補助するものとする。

一 労力費 五分の一
二 資材費 二分の一
三 事務費 五分の四

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域の実情にかんがみ、被害地域において地方公共団体が実施する失業対策事業に要する経費に關して特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に關する失業保険特例法案

右
国会に提出する。

昭和三十四年十一月五日
内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に關する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に關する失業保険特例法

(目的)
第一条 この法律は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による事業の休止又は廃止のため休業し、又は離職するに至つた失業保険の被保険者について、失業保険金の支給等

に關し失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号。以下「法」といふ。)の特例を定めることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「災害」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害をいふ。

2 この法律において「被保険者」とは、失業保険の被保険者であつて、法第三十八条の五第一項の日雇労働被保険者以外のものをいふ。

3 この法律において「休業者」とは、次条第一項の確認を受けた者をいふ。

(休業の確認)
第三条 災害を受けた政令で定める地域にある事業所に被保険者として雇用されている者は、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことににより休業するに至つた場合は、当該休業について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けることができる。

2 前項の確認があつたときは、その者は、法の規定の適用については、当該休業の最初の日の前日において離職したものとなす。

3 第一項の確認を受けようとする者は、労働省令で定める期日までに確認の申請をしなければならぬ。

(被保険者資格喪失の確認に關する特例)
第四条 前条第一項の確認があつたときは、その確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の二第一項の確認があつたものとみなす。

2 前条第一項の確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の三の規定は、適用しない。

(失業に關する特例)
第五条 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができない状態にある休業者は、法の規定の適用については、失業しているものとみなす。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに、昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日(以下「指定期日」といふ。)までの間に限る。

2 休業者は、当該休業に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、別に労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭して失業の確認を受けなければならない。

3 前項の失業の確認は、法の規定の適用については、法第十六条第一項の失業の確認とみなす。

(特例に關する特例)
第六条 前条第二項の失業の確認に係る失業保険金については、法第十九条本文中「失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 特別措置法案外八案

においてあるのは、「失業保険金は」とする。

(支給方法及び支給期日に関する特例)

第七条 第五項第三項の失業の認定に係る失業保険金の支給方法及び支給期日は、法第二十四条第一項の規定にかかわらず、別に労働省令で定める。

(被保険者資格の取得に関する特例)

第八条 休業者は、指定期日まで、事業の再開により従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた場合は、法の規定の適用については、就業の最初の日に当該事業主に雇用されたものとみなす。

2 休業者(前項の規定の適用を受ける者及び指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く)は、法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。

(継続雇用期間の通算等)

第九条 休業者(第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日までの継続したものとみなされた日までの継続したものとみなされた日以後引き続き十人以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職した場合、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金

の給付日数については、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日までの継続したものとみなされた日までの継続したものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から次項の規定により計算した期間を減じて得た期間を、前条の規定により事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。

2 前項に規定する被保険者として雇用された期間から減すべき期間は、第五条第二項の失業の認定に係る失業保険金の支給を受けた日数(十日未満の端数があるときは、その端数を十日として計算する)について、十日につき一月の割合で計算して得た期間とする。

3 休業者(第一項の規定の適用を受ける者を除く)が前条の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職した場合は、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十条の二第三項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数(その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)」とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

第十条 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことに伴い当該事業所に被保険者として雇用されている者が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち次の各号に掲げるものが指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続き十人以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、当該事業の休止又は廃止による離職の日(第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日。以下この条において同じ)まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止又は廃止による離職の際の受給資格(第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた際の受給資格)に基き失業保険金の支給を受けた日数について前条第二項の規定の例により計算した期間を減じて得た期間を、再びその事業主に雇用された日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。ただし、事業の休止又は廃止による離職の日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十月未満である者については、この限りでない。

一 当該事業の休止又は廃止による離職前の休業について第三条第一項の確認を受けた者
二 当該事業の休止又は廃止による離職について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けた者
2 第三条第三項の規定は、前項第二号の確認について準用する。
3 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことに伴い当該事業所に被保険者として雇用されている者(第一項ただし書に規定する者を除く)が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち同項各号に掲げるもの(同項の規定の適用を受ける者を除く)が指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十条の二第三項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数(その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)」とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

を付した日数を差し引いた日数」とする。
(審査の請求等)
第十一条 第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分に対する不服のある者は、被保険者の資格の得喪の確認に関する処分に対する不服の例により、審査及び再審査の請求をし、並びに訴訟を提起することができる。
2 法第四十条第二項の規定は前項の審査又は再審査の請求について、法第四十一条の規定は第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分が確定した場合について準用する。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、この法律の施行前の休業及び離職についても適用する。
3 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことに伴い当該事業所に被保険者として雇用されていた者がこの法律の施行前に離職した場合において、その者がその離職前の休業について第三条第一項の確認を受けたときは、当該確認に係る受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の日額は、その離職の際に算定された失業保険金の日額とする。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受

けた地域の実情にかんがみ、被害による事業の休止等のため休業するに至つた失業保険の被保険者に対して、その休業期間について、失業保険金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十四年十一月六日

内閣総理大臣 岸 信介

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「農作物」の下に、「畜産物」を加える。

第二条第四項中「農機具（政令で定めるものに限る。）の下に、「家畜、家さん」を、「炭がまの構築資金」の下に、「漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得に必要な資金」を加える。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十四年七月及び八月の豪雨並びに同年八月月上旬及び中旬並びに九月の暴風雨が第二条第一項の規定により政令で同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る

当該天災についてのこの法律の規定の適用については、同条第四項第一号中「又は十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円）」とあるのは「又は二十万円（果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合でその貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及び貸付資金に家畜又は家さんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合は三十万円、もつぱら家畜又は家さんの飼養を業とする被害農業者に家畜又は家さんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び真珠又はうなぎの養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）」とあるのは「五年（果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合で、その貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるときは七年）」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月一日以後の天災につき適用する。

理由
畜産物について一定の被害を受けた者を被害農業者として認定することができるとし、経営資金とし

て家畜、家さん及び小型漁船の取得等に必要な資金を貸し付けらるる旨を開くほか、昭和三十四年七月及び八月の豪雨並びに同年八月月上旬及び中旬並びに九月の暴風雨について一定区域内の被害農林漁業者に対する経営資金の貸付限度額の引上げ及び償還期限の延長の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和三十四年十一月七日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域において国民健康保険事業を行う保険者（国民健康保険組合を除く。）に対し、昭和三十四年度に限り、次の各号に規定する額の合計額の十分の八に相当する額から、当該保険者が当該災害により減免した保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）又は一部負担金の額を基準として当該

保険者に交付される国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の規定による調整交付金の額を控除した額の範囲内で補助金を交付することができ。

一 当該保険者が昭和三十五年二月二十九日まで当該災害により減免の措置をとつた昭和三十四年度分の保険料の額が、その額と同日現在における同年度分の保険料に現在の調査決定済額との合計額の百分の五に相当する額以上である場合における当該保険料の減免額

二 当該保険者が昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に行われた療養の給付に係る一部負担金について当該災害により同日までに減免の措置をとつた一部負担金の額が、その額と同日までに行われた療養の給付に係る一部負担金の額との合計額の百分の五に相当する額以上である場合における当該一部負担金の減免額

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域において国民健康保険を行う保険者で、災害により保険料又は一部負担金を減免したものに對し、国が補助金を交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和三十四年十一月十三日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案

附則
（公的医療機関の災害復旧費についての国の補助）

第一条 国は、昭和三十四年九月の風水害を受けた政令で定める地域に存する公的医療機関（医療法昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。）の開設者に対し、その者が行う当該災害により被害を受けた当該公的医療機関の復旧に要する費用について、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。ただし、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十四条の規定による国の補助を受けることができない公的医療機関については、この限りでない。

（私的医療機関の災害復旧資金の貸付）
第二条 政令で定める金融機関は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域に存する私的医療機関（病院又は診療所であつ

て、国の開設するもの及び公的医療機関以外のものをいふ。については、他の法令の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その開設者に対して、その者が行う当該災害により被害を受けた当該私的医療機関の復旧に要する資金を、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

昭和三十四年八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による医療機関の災害の復旧に關し特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に關する特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十四年十一月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に關する特別措置法案

(定義)

第一条 この法律で「被災地域」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち、当該災害につき災害救助法（昭和二十二年

法律第百十八号）が適用された地域をいう。

2 この法律で「被災者」とは、前項に規定する災害の当時当該被災地域に居住し、かつ、自己（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第八条第一項に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき前項に規定する災害により生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその住宅、家財又はその他の財産の価額のおおむね十分の五以上である者をいう。

第二条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による福祉年金については、その受給権者が被災者であるときは、同法第六十五条第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その受給権者の昭和三十四年における所得が、十三万円（受給権者が同年十二月三十一日において受給権者又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。）の子であつて義務教育終了前のものである生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千元を加算した額とする。）をこえるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第六十五条第四項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

（配偶者の所得による支給停止に關する特例）

第三条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の配偶者が被災者であるときは、同法第六十六条第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その配偶者の所得につき、所得税法の規定により計算した昭和三十四年分の所得税額（この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次条において同じ。）があるときは、この限りでない。

（扶養義務者の所得による支給停止に關する特例）

第四条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその受給権者の生計を維持するものが被災者であるときは、国民年金法第六十六条第五項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その扶養義務者の所得につき、所得税法の規定

により計算した昭和三十四年分の所得税額が、昭和三十五年五月から昭和三十六年四月までの分の老齢福祉年金及び障害福祉年金につき国民年金法第六十六条第五項の規定に基き政令で定める金額以上であるときは、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月一日から適用する。

理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害の被災者等に対する福祉年金について、支給停止の要件を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に關する特別措置法案

昭和三十四年十一月二十五日

提出者 災害地対策 南條 徳男
特別委員長

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に關する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき国が補助を行い、もつて

当該施設の災害復旧の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「事業協同組合等の施設の災害復旧事業」とは、政令で定める地域内にある次の各号に掲げる施設であつて前条の災害を受けたものを原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）を目的として行う事業をいう。

一 事業協同組合、事業協同小组合又は協同組合連合会の施設であつて、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第一号又は第九条の九第一項第四号に掲げるもの

二 商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体の組織に關する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第十七条第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げるもの

三 前二号に掲げる中小企業者の団体に準ずるものと認められる団体で政令で定めるものの施設であつて、その構成員の共同利用に供するためのもの
四 企業組合の経営の合理化のための施設

(国の補助)

第三条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合において、当該都道府県に対し、予算の範囲内で、当該補助に要する経費(都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)につきその三分の二を補助することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧を促進するため、その事業に要する経費につき国が補助を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約五千万円の見込である。

○議長(加藤謙五郎君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。災害地対策特別委員長南條徳男君。

【報告書は会議録追録に掲載】

【南條徳男君登壇】

○南條徳男君 たいい議題となりまして昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受け

た地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案外七件につきまして、本委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

右の各法律案は、本年の数次にわたる風水害等に関し、これが対策として、それぞれ特別の措置を講じようとするものでありますが、以下、その要旨を簡潔に申し述べることといたします。

公衆衛生の保持に関しては、伝染病予防費について、国の負担率を高め、上水道及び簡易水道の災害復旧費について国が二分の一の補助を行なうことができるようにし、また、保護施設及び児童福祉施設の復旧費について国の補助率を引き上げようとするものであります。

また、国民健康保険事業に対しては、災害救助法が適用された地域において、国民健康保険を行なう保険者が、被災者に対して保険料または一部負担金を減免した場合、国が補助金を交付しようとするものであり、医療機関の復旧に関しては、公的医療機関の災害復旧費に対し国が二分の一の補助を行ない、私的医療機関については特別の金融措置を講ずることとし、さらに、被災者等に対する福祉年金について支給停止の要件を緩和し、今年度分から福祉年金の支給を行なうとするものであります。

次に、失業対策事業につきましては、労力費及び事務費に五分の四、資材費に二分の一の高率の国庫補助を行ない、失業保険につきましては、被害による事業の休止等のため休業するに至った失業保険の被保険者に対して失

業保険金を支給することができるとしてあります。

さらに、被害農林漁業者等に対する資金の融通に関しては、家畜、家禽及び小型漁船の取得等に必要経費資金貸付等の道を開くほか、被害農林漁業者等に対し、経営資金の貸付限度額の引き上げ及び償還期限の延長の措置を講じようとするものであります。

以上申し上げました特別措置は、いずれも政令をもって指定された被害激甚地に適用することといたしております。

以上が各案についての要旨の概略であります。

次に、審議の経過の概要につきましては、すでに去る二十日の本会議において御報告いたしました通りであります。が、なお、次の諸問題、すなわち、弔慰金、見舞金及び治療費の支給、生活資金等の貸付等による被害者に対する直接援護措置、健康保険、日雇労働者健康保険等に対する特別助成措置、失業保険金の支給に関する特例の特例措置、道路、交通機関等の途絶により就労することを得ない者に対する救済措置、天災融資法の融資対象の拡大及び償還期限の延長等につきまして、熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。が、これらの詳細な内容につきましては会議録に譲ることといたしますので、御了承願います。

かくして、一昨二十五日質疑を終了いたしました次第であります。次いで、公衆衛生の保持に関する特別措置法案、失業保険特例法案及び天災融資法改正案に対し、自由民主党、日本社会

党及び社会クラブの共同提案として、各派を代表して自由民主党の田村元君より修正案が提出され、提出者よりその趣旨説明が行なわれました。

公衆衛生の保持に関する特別措置法案に対する修正案の要旨は、新たに汚物処理等について三分の二の国庫補助を行なうとするものであり、失業保険特例法案に対する修正案の要旨は、被害による事業の休止等のため引き続き三十日以上休業者等に対しては七日間の待期の規定を適用しないこととしようとするものであり、天災融資法改正案に対する修正案の要旨は、真珠等のほかに、政令で定める水産動植物の養殖についても五十万円の融資を行なうこととしようとするものであります。

なお、予算を伴う公衆衛生の保持に関する特別措置法案及び失業保険特例法案に対する各修正案については、内閣より善処する旨の意見が述べられたのであります。

次いで、採決の結果、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案、及び、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の三件は、いずれも右の修正案の通り全会一致をもって修正議決し、その他の五件は、いずれも全会一致をもって原案の通り可決した次第であります。

なお、天災融資法改正案に対し、全会一致をもって、政府は、今後さらに償還期限の延長、利子率の引き下げ等についても根本的な検討を加え、もって本法運用の適正を期すべきである旨の附帯決議がなされた次第であります。

さらに、災害対策の推進をはかるため、生活保護法の適用、私立学校災害復旧、被災者援護、被災農協協同組合の再建整備、災害地対策等に関する件につきまして、全会一致をもってそれぞれ決議が行なわれました。

以上申し上げましたが、本委員会はその審議にあたりまして、終始、今次災害による多数の犠牲者及び罹災者の方々に深く思いをいたし、災害復旧の一日もすみやかならんことを念願して、党派をこえ、きわめて真剣に審議を尽くした次第であります。

以上をもって御報告いたします。次に、議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案について、その提案理由の説明を申し上げます。

本委員会においては、今次の災害対策について鋭意調査検討を重ねて参った結果、事業協同組合等の施設の災害復旧事業の促進をはかるために特別措置を講ずる必要を認め、自由民主党、日本社会党及び社会クラブの全会一致をもって本法草案を起草、提出いたしましたものであります。

その要旨は、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき、四分の三を下らない率により補助を行

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案外八案 法人税法の一部を改正する法律案

一六八

なつた府県に対し、国が当該補助に要する経費につき、その三分の二を補助することにより災害復旧を促進せしめようとするものであります。

以上が本法案の提案理由並びにその要旨であります。

何とぞ満場一致御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

〔参照〕

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案に対する修正案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条の次に次の一条を加える。

〔汚物処理等に関する補助〕

第三条 国は、第一条第一項に規定する災害を受けた政令で定める市町村が、当該災害により次の各号の一に掲げる費用を支出したときは、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。この場合には、清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条の規定の適用はないものとする。

- 一 ふん尿の処理その他政令で定める清掃に要する費用
- 二 公衆便所又は尿貯りゆり所、し尿積換所その他政令で定めるごみ若しくはふん尿を処理

するために必要な施設の設置に要する費用

三 当該災害による被害を受けた前号に規定する施設、し尿消化所、ごみ焼却場又は火葬場の復旧に要する費用

修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約四千百万円の見込である。

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案に対する修正案

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案の一部を次のように修正する。

第六条を次のように改める。

〔待期に関する特例〕

第六条 休業者(次項の規定による失業保険金を受ける者を除く。)の前条第二項の失業の認定に係る失業保険金については、法第十九条本文中「失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において」とあるのは、「失業保険金は」とする。

2 次の各号に掲げる失業保険金については、法第十九条の規定は、適用しない。

- 一 休業者であつて前条第二項の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金
- 二 第十条第一項第二号に掲げる者であつて法第十六条第一項の

失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

三 休業者であり、かつ、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことにより離職した者又は第十条第一項第一号に掲げる者であつて、前二号の失業の認定に係る失業の日数が引き続き三十日以上であるものの当該失業に係る失業保険金

修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約一億八千万円の見込である。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則の改正規定中「真珠又はうなぎを、真珠、うなぎその他政令で定める水産動植物に改める。

〇議長(加藤謙五郎君) これより採決に入ります。

まず、災害地対策特別委員長提出にかかる、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

次に、内閣提出にかかる、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案外七案を一括して採決いたします。

右八案中、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案、及び天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の三案の委員長の報告は修正、他の五案の委員長の報告は可決であります。八案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、八案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

日程第一 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〇議長(加藤謙五郎君) 日程第一、法人税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

法人税法の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年十一月十四日
内閣総理大臣 岸 信介

法人税法の一部を改正する法律
法人税法(昭和二十二年法律第二

十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「前五項」を「前六項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項の規定の適用がない場合においても、第十八条、第十九条第一項ただし書、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書(第十八条、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書に記載すべき事項を記載した第二十三条の規定による申告書を含む。)を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以上以内に開始した事業年度において生じた損失のうち、震災、風水害、火災その他命令で定める災害により商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな卸をなすべき資産又は固定資産これに準ずる命令で定めるものを含む。)につき生じた損失の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。)で命令で定めるものは、第一項の所得の計算上、これを損失に算入する。ただし、当該損失の生じた事業年度について第十八条、第二十一条又は第二十二条の二の規定による申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した第二十三条の規定による申告書を含む。)に当該損失の金額に関する事項を記載して提出し、かつ、その後において連続してこれらの申告書を提出している場合に限る。

第九条の三中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

〔第九条第七項に改める。〕

第十二条の二第五項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改める。
第十七条第一項、第十九条第九項、第二十条第四項及び第二十六条第四項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法第九条第六項の規定は、昭和三十四年一月一日以後に生じた同項に規定する震災、風水害、火災その他命令で定める災害による法人（同法第一条第三項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の損失の金額について適用する。

3 次に掲げる法人は、改正後の法人税法第九条第六項の規定の適用を受けようとするときは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、政令で定めるところにより、前項の災害による損失の金額に關する事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 この法律の施行前に、当該災害による損失の生じた事業年度について法人税法第十八条、第二十一条又は第二十二條の二に規定する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三条に規定する申告書を含む。）を提出している法人は、この法律の施行の日から起算して四月以内に、当該災害による損失の生じた事業年度について前号に規定する申告書を提出

した法人で、当該申告書に当該損失の金額に關する事項を記載しなかつたもの

4 前項の書類を提出する法人で、その提出前に、第二項の災害による損失の生じた事業年度の事業年度について法人税法第十八条、第十九条第一項ただし書、第二十一条又は第二十二條の二の規定による申告書（同法第十八条、第二十一条又は第二十二條の二の規定による申告書に記載すべき事項を記載した同法第二十三条の規定による申告書を含む。）を提出しているものは、改正後の法人税法第九条第六項の規定の適用により当該事業年度の所得金額又は法人税額について異動を生ずることとなつたとき（同法第二十四条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることができるるときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該書類の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、同法第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることが出来る。

5 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八條中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

6 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第五十六条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第五十七條第一項中「第九条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

7 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九條第三項中「第九条第五項（青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入）」を「第九条第五項又は第六項（繰越損金の損金への算入）」に改める。

8 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

理 由

法人が災害によりそのたな卸資産又は固定資産等について損失を受けたことにより生じた損金につき、青色申告書の提出がない場合においても、その所得の計算上五年間の繰越控除を認める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（加藤謙五郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。

【報告書は会議録追録に掲載】

○植木庚子郎君登壇

「植木庚子郎君登壇」
ました法人税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の法人税法によりますれば、青色申告をしている法人が、ある事業年度で欠損を生じた場合におきましては、次の事業年度以降五年間これを繰り越し控除することを認めているのであります。青色申告をいたさない法人につきましては、この制度を認めていないのであります。しかしながら、おおよそ災害によって生じた損失は、事業経営上の他の損失とはその事情を異にしておりまして、これをそのままといたしておきまことは、税制上妥当を欠くものと申さねばなりません。よって、今回、青色申告をいたさない、いわゆる白色申告の法人につきましても、風水害、震災、火災等によりそのたな卸資産、固定資産等に損失が生じたため、ある事業年度に欠損を生じた場合におきましては、当該欠損金のうち災害によって生じた部分に限りまして青色申告法人の場合と同様に、五年間の繰り越し控除を認めるよう改正しようとするものであります。

なお、青色申告をいたさない個人の場合同様に、すでに本年四月の所得税法改正で、これとは同様な措置を認めることになっていることを申し添えます。

本案は、去る十一月十四日、大蔵委員会に付託となり、審議の結果、去る二十四日、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（加藤謙五郎君） 採決いたします。

○議長（加藤謙五郎君） 採決いたしました。

○議長（加藤謙五郎君） 採決いたしました。

○議長（加藤謙五郎君） 採決いたしました。

○議長（加藤謙五郎君） 採決いたしました。

○議長（加藤謙五郎君） 採決いたしました。

本案を委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤謙五郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長（加藤謙五郎君） 本日は、これにて散会いたします。

午前六時三十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 井野 碩哉君
外務大臣 藤山愛一郎君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
文部大臣 松田竹千代君
厚生大臣 渡邊 良夫君
農林大臣 福田 越夫君
通商産業大臣 池田 勇人君
運輸大臣 橋本 渡君
郵政大臣 植竹 春彦君
労働大臣 松野 頼三君
建設大臣 村上 勇君
国務大臣 石原幹市郎君

出席政府委員
法制局長官 林 修三君
外務省条約局長 高橋 通敏君

○朗読を省略した議長の報告
（要求書受領）

一、去る二十四日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に吉川智恵丸君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、文化財保護委員会委員に河井彌八君及び矢代幸雄君を任命したいので、文化財保

護委員会委員に河井彌八君及び矢代幸雄君を任命したいので、文化財保

(議案提出)

一、去る二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

一、去る二十五日委員から提出した議案は次の通りである。

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案(災害地対策特別委員長提出)

一、昨二十六日議員から提出した議案は次の通りである。

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

ヴィエトナム賠償協定批准延期に関する決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

(条約付託)

一、去る二十日委員会に付託された条約は次の通りである。

千九百五十九年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(参議院送付)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案(内閣提出第三十三号) 災害地対策特別委員会 付託

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

外務委員長小澤佐重喜君解任決議案 浅沼稻次郎君外四名

外務大臣藤山愛一郎君不信任決議案 浅沼稻次郎君外四名

(議案送付)

一、去る二十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひによる被害農家に對する米穀の充渡の特例に関する法律案

昭和三十四年九月の水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつてはるための資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び洪水の排除に関する特別措置法案

業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつてはるための資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び洪水の排除に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

た公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案

核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案

一、昨二十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法案(災害地対策特別委員長提出)

(議案通知書受領)

一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第2号)

昭和三十四年度特別会計予算補正(特第1号)

昭和三十四年度政府関係機関予算補正(機第1号)

衆議院会議録第八号中正誤

ベシ段 行 誤 正

二二 終りニ公共団の体公共団体の

三三 五タ一〇刈り増し かかり増し

昭和三十四年十一月二十七日 衆議院會議録第十二号

一七二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し原裝紙は二十円)
(配送料共)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三六官報課